



始



339-6/21



法學博士 田尻稻次郎著

米穀經濟

大正
7. 9. 20
内交



自序

夫れ衣食住は人間の三大需用たり、其緩裕なる者を
富強とし、其缺乏する者を貧弱とす、而して食の如きは
禽獸尚ほ缺く能はず、况哉人類に於てを哉、古人曰く國
三年の蓄なくんば國其國に非ざるなりと、良に故ある
なり。抑々禾麥豆は是れ天下の三寶なり、國家の解決
すべき者少しとせざるも先は食料問題の解決より先
なるはなし、然るに不幸にして我國從來三寶を缺く、豈
に夫れ之を忽にするを得ん哉、故に予曩に地下水利用
論を公にし、以て灌漑に便し、進んで治水の要を論述せ

り、而して明は物を體にするより明なるはなし、故に今又三寶缺乏補充の道を講じ、以て聊か軍國の資に供せんとす、秃筆澁墨意盡さるる所なきを保せずと雖も、記事江湖の参考となるを得ば幸甚太。

著 者 誌

米穀經濟目次

目	次
第一章 總論	一
第二章 生産經濟	九
第一款 熟地の増收	九
第二款 燠炭肥料	一二
第三款 中和村附近の實況	一六
第四款 東北饑饉の豫防	二一
第一目 解米期と湖流の關係	二一
第二目 地下水の利用	二三
第三目 不毛地の開拓	二四

第三章 貯藏法の改良……………二六

第一款 倉庫……………二六

第二款 防蟲防鼠……………二九

第一目 二硫化炭素燻蒸……………二九

第二目 安全貯藏袋……………三六

第三目 害蟲誘殺法……………三七

第四章 消費經濟……………三八

第一款 玄米使用の利益……………三八

第一目 白米と脚氣の關係……………三八

第二目 玄米使用の經濟上の利益……………四一

第三目 簡易貯蓄法……………四三

第四目 搗減並に勞力勞銀の損耗……………四四

第五目 玄米の炊爨……………四五

第一 釜炊——第二 飯盒炊——第三 蒸氣炊——

第四 炊き方に就ての注意——第五 容積及重量の

比較表——第六 分析比較表

第六目 玄米使用の階級及諸般の試験……………五二

一 千葉縣香取郡中和村に於ける食料改良の結果

二 玄米及半搗米に關する試験

第五章 農業金融並其保護に關する諸般の設備及施設……………六四

第一款 長期信用及年賦償還……………六四

第二款 資金の解放……………六五

第一目 解放の必要……………六五

第二目 注意の要點……………六七

第三款 農事信用の中央機關並地方機關……………七〇

第四款 下級機關の必要……………七四

第一目 下級機關は組合組織を便とす……………七四

第二目 下級機關は都鄙に於て其趣を異にす……………七六

第五款 農業倉庫……………七八

第一目 農業信用の發達と共に農産物保護の方法を設くるを要す……………七八

第二目 一般に及ぼす利益……………八〇

第三目 米券の發行……………八二

第四目 外國の例……………八三

其一 佛蘭西——其二 獨逸——其三 埃太利

第六款 地券制度の恢復……………一〇四

第一目 地券なきに依り農業信用の取扱不便にして且つ徒費を要す……………一〇四

第二目 我國古代の先例……………一〇五

第三目 外國の例……………一〇七

第四目 地券の効力……………一〇八

トレンス法の内容……………一〇九

一 登記部長の職務及權限……………一〇九

二 當然本法の支配を受くる不動産……………一一三

三 不動産をして本法の支配を受けしむるに付必要なる資格を有する者及其違由すべき手續……………一一三

四 權原證明書下附に對する故障……………一一九

五 權原證明書の下附……………一二二

六 證明を臺帳に登記する事……………一二四

七 所有者及共有者に對する權原證明書の下附……………一二五

八 課税……………一二八

九 保險基金……………一二九

十 證明登記の法律上の効果……………一三〇

十一 所有權の移轉……………一三三

米穀經濟目次終

次 目

第二十八	權原證明書の紛失	一六八
二十九	圖面	一七〇
三十	調査	一七一
三十一	證明せられたる謄本	一七一
三十二	回收詐欺賠償	一七二
三十三	權原證明不法の占有	一七六
三十四	登記部長の對人的責任	一七八
三十五	會計	一八〇
三十六	詐欺罰則	一八一
第五目	結論	一八二

次 目

十二	貸貨債	一三四
十三	抵當	一三六
十四	滌除	一四一
十五	抵當權の移轉	一四三
十六	點示の約款移轉	一四三
十七	夫婦間の權利の移轉	一五〇
十八	破産婚姻又は死亡に基く權利の移轉	一五一
十九	分割	一五四
二十	特別なる場合に於ける權原證明書の交付	一五四
二十一	買入の諾約	一五七
二十二	留置權の存せざる事	一五七
二十三	權利の移轉に對する故障	一五七
二十四	臺本の抄本	一五九
二十五	讓受人の特權	一六四
二十六	第三利益關係者及無能力の承諾	一六四
二十七	立會證人	一六六

米穀經濟

第一章 總論

法學博士 田尻稻次郎

夫れ國九年の蓄へなくんば之を不足と謂ひ六年の蓄へなくんば之を窮と謂ひ三年の蓄へなくんば國其國に非ざるなり然るに我國最近米穀頻りに不足し年々多額の輸入を要す是れ實に國家の深憂なり夫之を憂へずんば將た何をか憂へんや明治三十八年の如きは實に約四百六十四萬石出入差引純輸入約四百四十三萬三百石を輸入し同四十二年なる豊年の後を承けたる同四十三年の如きも尙且つ約九十二萬

石(純輸入約五十一萬石)を輸入せり此純輸入額を前年の收穫高に加ふるときは約五千三百萬石となる元來我國國民の米穀需要高は男子一年一石八斗女子一石六斗なり此定量を要するは國民全體に非ずして壯年に限り老幼は固より之を要せずと雖も今假りに内地居住の民庶五千五百餘萬人中十五歳より五十五歳までを右の定量を要する者とし之を見るに此兩端内の年齢に有る者男子約千三百五十萬人女子千三百萬餘人其米穀需要高前者二千四百三十萬石後者二千八十萬石合計四千五百十萬石にして豊作客年收穫五千七百餘萬石の如きと雖も尙ほ人口を養ふに足らず況や凶歲不作の年に於てをや年々多額の輸入ある實に已むを得ざるの數なりとす然れども大豊年の後を承けたる明治四十三年の純輸入約五十一萬石に止まりし事實を以て之を見れば我國米穀の需要高五千三百萬石を以て足れりとするに似たり自今

大正三年の如き豊年相次ぐに於ては稍々愁眉を開くを得るも一たび凶歲に遭遇せば再び明治三十八年の如き大輸入を見るなきを保せず豈に寒心の至りに非ずや請ふ近年の米況を左に表出せん(農商務省ノ調査ニ據ル)

▲第一表 段別及收穫高累年比較

年 次	作 付 段 別	收 穫 高	一段歩收穫高
明治三十八	二、八八一、五四八、五	三八、一七二、五六〇	一、三二五
同 三十九	二、八九八、七九二、九	四六、三〇二、五三〇	一、五九七
同 四十	二、九〇六、〇九一、九	四九、〇五二、〇六五	一、六八八
同 四十一	二、九二二、三八七、八	五一、九三三、八九三	一、七七七
同 四十二	二、九三八、〇七三、八	五二、四三七、六六二	一、七八五
同 四十三	二、九四九、四三九、九	四六、六三三、三七六	一、五八一

年次	數量	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
同 四十四	二,九七三,〇〇九	五一,七二二,四三三	一,七三九		
大 正 元	三,〇〇三,〇五二	五〇,二二二,五〇九	一,六七三		
同 二	三,〇二九,七〇五	五〇,二五五,二六七	一,六五九		
同 三	三,〇三三,三〇八	五七,〇〇六,二〇八	一,八七九		
平 年	二,九六六,八四九	五〇,六三二,二〇三	一,七〇一		

平年とは大正二年より七ヶ年前に遡り其内最豊最凶の二ヶ年を除き残り五ヶ年を平均したるものなり

▲第二表 輸出入累年比較

年次	數量	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
明治三十八	二〇八,〇七四	三,二六九,九九	一五,〇三	四,六三八,三六五	四七,九一,二六五
同 三十九	二四,四六三	三,六六七,〇八三	一六,四三	二,四四〇,四三四	二六,一七三,〇七九
同 四十	二〇,一一五	三,六四四,三四四	一八,三三	二,七七八,一〇六	二〇,九三二,〇五八

同 四十一	二六,〇三五	三,九二二,三四三	一八,一〇	一,九四二,四一七	三,六八八,五三九	二,一六九
同 四十二	四〇,三九三	五,八六七,二九〇	一四,五六	一,三三五,三四三	一三,五八五,八一七	一〇,二五
同 四十三	四〇,八八〇	五,九〇〇,四七七	一四,四三	九一八,六三七	八,六四四,四三九	九,四一
同 四十四	二〇五,九〇三	三,九四〇,五四一	一九,一四	一,七一九,五六六	一七,七二一,〇八五	一〇,三二
大 正 元	一九八,四九六	四,三六七,八三四	三三,〇〇	三,三三四,四三七	三〇,一九三,四八一	一三,五二
同 二	一九四,二八七	四,三七三,九七九	三三,五一	三,六三七,二六九	四八,四七三,三〇四	一三,三三
同 三	一四八,三三三	四,九四四,一〇八	二〇,〇三	三,〇三三,六四四	二四,八二三,九三三	一三,二七

輸出入の石數は一擔を四斗として算出したるものなり
米穀の輸入額斯の如く夫れ盛にして而して累年の貿易常に入超を示す本年に至り六月末迄に約千二百五十萬圓の出超を見るも是れ決して貿易の繁昌より來るものに非ずして時局の關係上輸入の減少(昨年の上半期に比し減少約九千四百萬圓)せしに職由し而も輸出に於て

も全體に於て約千百萬圓を減少せり豈に寒心の至りに非ずや若し我國をして同盟國たる英國友邦たる佛國の如く債權國の地位に居らしめば米穀の不足何かあらん英國の如きは其所要の麥中凡そ七割七分五厘を輸入に仰ぐも海外投資の利子より得る所の金額年に二十億圓を超過し船舶の運賃として得る所の者約二十八億圓海外出張商買の所得凡そ三億圓是は凡そ三十年前の調査に二億圓とあり假りに一億圓を増加せしと判断するものなり實際は二三倍に増加せしなるべし其他銀行保險等の手数料收入及船舶賣却高(註文を受け建築し引渡し濟みの者は輸出表に編入するも海外諸港に於て賣却する者は貿易上其他公刊の書類に掲載せず英人某の調査に據るに其高一年凡そ六十万噸に達す少しく過大なるが如しと雖も調査の材料なきに由り暫く其言に據る而して外國に於て購入する者なきに非ざるも殆ど全部小

蒸汽及端舟にて八萬噸を出でずと云ふ等の收入巨大なるを以て食料は勿論十數億圓の輸入超過あるも綽々餘裕を存し海外投資額年々十五六億圓に上り實に百年の蓄へあり豈に只に九年の蓄に止まらん哉實に百年の蓄あり然るに我國は純然たる債務國にて公私の外債二十億圓を超越し加ふるに輸入超過を以てし金銀の産出年々千萬圓に達せず何を以てか國其國たるを得ん況や又輸入品は米を筆頭とし麥豆之に次ぐ夫れ禾麥豆は天下の三寶にして一日も缺く可らず之を輸入に仰ぐ豈に危からずや而して主要輸出品は生絲の如く商況に因り浮沈を免れざる者に非ざれば即ち相對的競争品たる製茶若くは自由競争品たる燐寸綿絲綿布にして片時も注意を怠る能はざる所の者たり抑々貿易上の勝者たるは其目的物の需要少き者にして其多き者は則ち敗者となるは勢の免れ能はざる所なり然るに目下我國貿易の實際は

前記の如く輸入品は一箇半箇日と雖も實に缺く能はざる者に屬し年稔らず若くは一朝事あるに際しては需要更に一層の急を告げ輸出は市場の情況に左右せられ又は自由競争に付せらるゝ所の者たり由是觀之米穀問題の解決は實に國民食料供給充實に止まらず一國貿易の基礎如何に關し事甚だ重大なり苟も國を思ふ者は第一に之が解決を試みざるを得ざるなり然るに農を談ずる者は輒近少しく覺醒する所ありて見るべきの結果なきに非ざるも尙ほ概ね徒に米質の改良風害蟲害等に對する抵抗力等に腐心し意を増收に灌ぐこと充分ならず是れ前記の危害を知らざるに坐するに外ならず豈に浩歎の至りに非ずや抑々政は民を養ふにあり養ふとは道を開くの謂なり衣食足らずんば焉ぞ能く禮節を知ん而して禮は即ち立極繼天の基たり節なくんば何ぞ能く心を治め秩序を保ち進退存亡の道を明にするを得んや嗚呼

偉なる哉經濟の道能く事物の情を盡し消長の理を究め進退の道を備ふ而て米穀問題の解決は之が基礎たり然るに世人動もすれば冷眼以て之を迎ふ蓋し誤れり請ふ項を改め此一大缺欠補充の道を講究せん

第二章 生産經濟

第一款 熟地の増收

今我國米穀用熟地の反別は前章第一表の示すが如く田畑合計約三百萬町歩にして平年作は約五千六十四萬石なり今之に種子の選擇及鹽水洗肥料の選擇配合分量施肥の時期害蟲驅除等諸般の注意と耕地整理通苗代の廢止是は地形及土地の廣表に依り全然急行するを得ずと雖も出來得る丈實行すべきこと等諸般の改良に依り千四五百萬石

を被りし者なし技術實に神に通ず請ふ款を改め同氏家法の梗概を江湖に紹介せん

第一款 燠炭肥料

抑々燠炭肥料の製造法に添田式と小柳津式との二あり
其一は前記添田氏の發明に係り其製法極めて簡單なり即ち口徑四尺深三尺五六寸位の摺鉢形の穴を堀り山草なれば六七日後籐笹なれば三四日落葉なれば二三日間乾燥し右の穴に入れて焼くなり一時間に二人にて凡そ三十貫目を焼き揚る様注意すべし焼き初むるに付ては材料を薄く釜中に散布し火を點じ焼き切る間際に又薄く散らし數回斯の如くし以て棒にて焼け餘らざる様又可成的棒を火の中へ差込まざる様注意するを要す燒き終ると直ちに蓆又は菰を水に濕し上に掛

け之を唐鐵にて壓するか又は足にて能く踏み付け然る後菰を取除き稀薄なる人糞尿を注ぎ上部濕れば釜の脇より一尺位棒を差込み復た人糞尿を注ぐ斯くすること數回濕氣全部に涉りたる時蓆又は菰を掛け其上を踏み付け其蓆又は菰を取り唐鐵にて切り合すなり
其二は小柳津式にして三河國八名郡石卷村の老農小柳津勝五郎氏の發明に係り釜は差渡し六尺深さ四尺五寸底二尺位にて凸凹なく其形恰も汁椀の如し燒き方は先づ燒料を押切にて切り葉杯は八九寸火氣の立易き物なれば五六寸に切り能くばら／＼に爲して釜の側に用意して置くこと百匁の燃料に火を點じ燃へ上るを待て之を釜底に投げ込む釜底一面になる様能く棒にて掻き廣げ火勢盛なるに至り其上から適宜に燃料を投散し其火焰を押へ白煙が上昇する様にすること此白煙が大切なるものにして火氣又は黄色等の煙が出でざる様注意

すること若し誤りて燃へ過ぎれば直ちに灰白色を帯び燻炭製造の目的に反し燃へ足らざれば材料の儘となるものなり全部焼き終れば濡菰又は濡蓆を以て之を覆ひ鉄にて強く之を壓して消し之を除きて稀薄なる人糞尿を注ぎ温度を冷却し燻炭を釜の外に出し之に人糞尿を注ぎ能く切り合せ調和し尙ほ之を足にて踏みて細末と爲す可きものとす

大正三年十二月十三日予自邸に於て添田式燻炭肥料製造法の練習を行ひたり即ち邸宅の西方畑の中央に茶碗形の釜差渡し四尺餘にして深さ三尺五六寸位のものを作り其中に松の落葉に火を點じて之を投じ火氣の盛なるを見計らひ上より雜草落葉を積重ねざる様散布し燃へ終れば蓆を水に浸し上に掛け直ちに足にて之を履み付け蓆を取り稀薄の人糞尿を注ぎ其濕氣全部に涉りたるを認むるをき鉄にて能

記述せん
一 從來長部村地方に於ては燒肥なるもの盛んに行はれたり即ち枯草落葉、籾殻、麥殼等を燒き灰と爲して肥料と爲したる者にして其燒燃するや自然と火の消失する迄放置せり斯の如くしては肥料の養分を消失すること尠少に非ず然るに添田式燻炭法は釜を築造する手數と其燒き方と其消し方との注意のみにして製造方法甚だ容易なり

二 燻炭肥料は燃焼するものなるを以て窒素は空中に飛散して炭素のみ残留するが如き感あり然れども斯の如きは材料を燃焼しては其消失を自然に放任し灰の白色を帯ふる迄置くが故にして其燃焼する

を壓消するに於ては斯の如き憂なし
三 燐炭に稀薄なる人糞尿を混和すると雖も其分量の程度宜しきを
得れば決して臭氣を發せず人糞尿を混和するに當り其分量は燐炭の
吸收力を限度とするものにして能く調和せるものを手にて握り投じ
て散するを以て程度とす此程度を超過するときは臭氣を發するもの
とす
四 人糞尿は二三週間之を肥桶に移し人糞一荷に下水二荷を加へ稀
薄にして能く熱せしむ可し若し能く熱せざるときは糞塊ありて調和
するに不便を感ず

第三款 中和村附近の實況

肥料は土壤中の養分の量を増加し又は土壤若くは養分の性質を改

良して作物をして容易に之を吸收せしむる者にして窒素、燐酸、加里の
三養分を以て主たる要素と爲す即ち窒素は莖葉を成形し、燐酸は莖稈
を強固にし、加里は種實の品質を善良ならしむるの性質を有す三者調
和して宜しきを得ざれば以て收穫の多きを望む可からず例へば窒素
をして過量に失せしめん乎作物の莖葉繁茂し過ぎて爲に種實を結び
根塊を生ずるの力を殺滅するが如し而して肥料の價值は主として此
三要素含有量の多少と溶解の難易、奏功の遲速等に依りて決定せらる
なり故に能く土質の養分に應じ之に適應する様肥料を施すを要す
堆肥、厩肥、綠肥等の有機的肥料は土壤の理學的質を改良するの效能
を有する者なれども其量多きに過ぐるときは有害なる種々の有機酸
を發生し植物の生育を妨げ且つ土壤を冷濕に失せしむ過不足共に不
良なりと雖も過分は不足より害多し我國の狀況は近時窒素、燐酸、加里

の如き肥料に偏重して自製肥料たる有機的肥料を輕視するの弊なきに非ず、今試みに千葉縣香取郡中和村長部區の水田に施す所の肥料の種類及其價格を見れば左の如し(肥料價格の高低に依り一定せざるも既往三箇年の平均なり)

大豆	粕	七百五十枚	一枚一圓五十錢	一千二百二十五圓
干 燐	燐 酸	三百俵	一俵二圓	六 百 圓
過 燐	酸	二百俵	一俵一圓	二 百 圓
鱈 粕		百 俵	一俵四圓	四 百 圓
完全肥料		五十俵	一俵二圓九十錢	百四十五圓
硫酸、アンモニア		二十袋	一袋八圓	百六十圓
硫酸、加里		十 袋	一袋四圓	四 十 圓

石 灰 二百俵 一俵十八錢 三十六圓

合計二千七百六圓 一反平均九圓四十六錢餘

斯の如く購求肥料而已にて一反九圓四十六錢餘にして是に人糞堆肥、燒肥、厩肥等の自製肥料を以てす因に云ふ該肥料は往時長部字八谷に住居せし志士大原幽學翁が力を盡して其製造を奨勵せし所にして村民今尚ほ盛んに遺教を守り居るを以て其施肥の數量は決して他に優るも劣ることなきなり畑作肥料も同一なりと假定せば畑作は田作に比して施肥の量少しく多し一ヶ年一家水田一町に畑七反歩耕作するにせば百六十圓八十二錢餘となる可し是れ極めて小農者にして該地方に於て單り然る而已に非ず何れの地方に至るも此種の農民者少からず況や斯の如き耕作地すらも自己の所有に非ずして小作料を納付するもの亦少からず是れ農民が年々歳々購求する肥料の價格にし

て其幾分たりとも自製肥料を以て之を補充し代用して以て其收穫を増加することを得れば其利する所實に些少に非ざるを信ず而して堆肥厩肥及燐炭肥料の製造は優に之を補充し得べきものなるを信ず又就中燐炭肥料の如きは老農添田氏の所説によれば窒素燐酸加里の三要素を含有するものにして其配合宜しきを得ば其收穫倍加すとは同氏の唱道する所なり左に其の分析表を掲げ以て篤農家の參考に供し併せて是が實驗を望む

燐炭肥料分析表前記(添田氏の著書に據る)

(原料山草落葉、篠笹葉等)

- 一號 窒素 (水にて消したるもの) 〇、七四〇
- 二號 燐酸 〇、三五〇
- 加里 〇、六三〇
- 二號 (二倍半の稀薄なる人糞尿を以て消したるもの)

一、〇三〇

〇、五一〇

〇、七六〇

第四款 東北饑饉の豫防

第一目 解氷期と潮流の關係

抑々東北饑饉の主因は秋季の早冷にあり而して早冷は潮流の異動にあるは疑を容るゝの餘地なし由來三陸の沖合に寒暖二箇の潮流ありて一は南よりし他は北よりす春期北海の融氷早きときは差支なきも其遅きときは八月の頃に於て寒流來襲して早冷を惹起す而して輓近の調査に依るに寒暖二流交々其流向を變じ暖流陸に近づき寒流遠ざかることあり又完く之に反することあり故に融氷早くして而して暖流陸に近付くときは豊年にして收穫多き晩稻と雖も安全なり然れども融氷遅くして而して寒流近付くときは早稻尙ほ危し況や晩稻に

於てをや融氷遅きも暖流近付き融氷早きも寒流近付くときは不作若くは凶年を顯出するが如し調査日尙淺く融氷の遅速と潮流の關係即ち遅融は寒流近接の因となり早融は暖流近接の因を爲すや否や等委細の關係は未だ之を詳かにするを得ずと雖も潮流の農事に關係あるは疑を容れず東北諸縣の當局者及志士仁人は海軍當局及諸航海業者に依頼し或は自ら進んで大に前記の諸關係及原因結果を講究し春期に於て豫め年の好悪を觀察し以て災害を避くるの方法を採らざる可らず然りと雖も早冷は東北の免がれざる所前記添田氏の方法は能く地温を保ち苗の發生を盛ならしめ移植の期を早むるを得故に凶作の憂ひなし潮流の如何を考察し加ふるに同氏の方法を用ふれば東北復た饑饉の聲を斷ち所謂國其國たるを得進んで以て九年以上の蓄積を得るに至らん努めずんばある可らざるなり

第二目 地下水の利用

茲に又一他の術あり何ぞや他なし灌漑の爲め地下水の利用是れなり抑々地下に水あるは古人の説く所果して吾人を欺かず地下水は冬期春期に於て温度高く(府下落合村に於ける試掘井は五百二十尺の深底井にして冬期攝氏十七度の温度を有す之を以て苗圃を養ひ之を以て田面を灌漑するときは苗の發生及稻草の生長に利あるは多辯を要せず従つて植付け收穫の期を早むるは論を俟たず又深底井は水旱の爲め水量に意とすべきの増減を生ぜざるを以て夏期の水争を避くるの便ありて旱害を受くるの憂ひなし只夏期清冷に過るを以て少しく水路を迂回せしむるの要あるのみ而して地下水の利用は河水の横取を避け只に治水に便なるのみならず現在の水路及溜池は全く不用に

歸すべきを以て是等を良田に化するは易々たるの業耳是れ實に國家の爲め一大利源を開くものと云つべし況や又溜池は往々にして一村悲哀の因たるを免れず即ち夏期村兒の之に溺るゝ者あるは屢々吾人の耳にする所なり然らば則ち深底井灌漑は只に經濟上治水上に大利あるのみならず亦人道の一助たらずんばある可らざるなり其詳細の如きは拙著地下水利用論に譲り之を茲處に贅せず

第三目 不毛地の開拓

由是觀之米作上施すべきの策調査すべきの條項甚だ多し然りと雖も前記は是れ只熟田に付て云ふ而已我國不毛の地尙多し内地北海道を含まずに於て山麓傾斜十五度以下にして有利に耕し得べき土地及坦々砥の如き平野尙ほ凡そ五百萬町歩を餘す採つて以て用ゆべき

なり論者あり曰く方今佳良の地は皆開發し残す所の者は瘠地なり良地の農にして既に今日の疲弊あり焉ぞ瘦地を耕やすを得んやと是れ所謂其一を知つて其二を知らず巧を街はんと欲して拙に陥るものに非らずして何ぞや論者の説の如く未墾地の土質は之を熟地に比し多少劣る所あるべきも熟地一町を有する農家に與ふるに素地三四乃至四五町歩を以てせば牛馬使用すべく鶏豚飼養すべく肥料製すべく小栽植すべく豈に一家の農たるを得ざるの理あらんや水田得難くんば陸稻即ち可なり豆麥亦不可ならず蔬菜以て耕すべく方今運輸交通の便亦昔日の比に非ず耕作必ずしも米穀に限るに非ざるなり而して飲料用灌漑用乃至雜用水は前記鑿泉を以て之を便するに難からず一村一深底井あれば即ち足らん豈に空しく廣原山麓を荆棘に委するを須ひんや而して彼の入會地共同草刈場等の如きは大に之を整理其方法

順序の如き會て世に公にしたる農區改正論にありし其權利を確定せば則ち可なり何ぞ地積の不足を憂へんや

第三章 貯藏法の改良

第一款 倉庫

前章記載の生産經濟其法を得るも貯藏の方法其宜しきを得ざれば粒々辛苦の一部徒勞に歸し甚だしきに至りては殆ど其全部を滅失するの不幸を見るなきを保せず慮らざればある可からざるなり抑々米穀保存上最も肝要なるは防蟲防鼠にあり就中前者の如きは眞に意外の度に達し今日までの調査及推算に據るに凡そ貯米の一割に達す而して倉庫の良否は大に之に關す豈に夫れ之を忽にするを得んや今殆

ど理想的の倉庫は東京深川區なる山崎廻米問屋の主人山崎氏の建築に係る者にして其研究眞に感歎すべきものあり讀者諸君之を見んと欲せば余輩紹介の勞を辭せざるなり余輩亦専門の士に非ず其詳細を議するは所謂江南の客前に鷓鴣を談ずるの譏を免れず願る僭越の嫌ありと雖も事本問題の骨子に係り頗る重大なるを以て請ふ其概略を左に陳述せん

倉庫の壁は之を二重と爲し其内部は板張とし取外しを爲すを得せしめ内外壁間に十分に乾燥したる淨砂を込め三年に一回之を取替へ以て害蟲の蟄伏と其卵の存在を困難ならしめて其發生を妨げ土臺は乾燥に過ぐ可らず濕潤に過ぐ可らず花崗石の如きは乾燥に過ぎ沙石の如きは濕潤に過ぐるを以て之を不可とし奥州線屈指の驛なる岩代國須賀川附近の産なる須賀川石は乾濕其度を得るを以て之を敷石と

す而して窓は砂塵を防ぎ空中に浮遊する所の蟲卵の侵入を防がんが爲め之を二重と爲す是れ其構造の梗概なり多少の費用を要し固より之を一般農家に普及せしむること困難なるべきも町村共同經營を以て之を爲せば又是れ不可能の業に非ざるなり況や資力ある者に於てをや十年の計上其利ある多辯を要せず而して倉庫の地位は小流附近を好しとす是れ又農村に於て得難きの地位に非ざるなり又凡そ米廩は強烈の日光を忌む所謂西日なる者最も不可なり故に少くとも西側に樹木あるを可とす窓外最も然り樹種は常磐木を好しとす火災延焼の憂ある場合に於ては樁樹を以て最好とす何となれば固より猛火に堪へざるも樁葉は多少防火の效力を有すればなり

第二款 防鼠防鼠

第一目 二硫化炭素燻蒸

庫中の殺蟲に最も有效なるを二硫化炭素の燻蒸法とす元來二硫化炭素なる者は硫黄と炭素との化合物にて其純粹なる者は無色の液体なりと雖も坊間に販賣する者は往々黄色を帯る者あり固より堪へ難きに非ざるも少しく悪臭ありて極めて有害なる者なり而して其實體空氣に觸るときは揮發して一種の瓦斯となり其比重空氣より重く降下して透浸力甚だ強し故に之を皿金盞の如き容器に盛り俵上に置くときは瓦斯下降して俵を透浸し盡く俵中の害蟲を窒息せしむ只卵を殺すの力に乏きを以て其發生前に庫中の瓦斯散失する場合に於ては再び燻蒸を爲すの必要あり作業は是れ丈にして甚だ容易なり斯の如

此瓦斯有毒は即ち有毒なるも昆蟲を殺すに足るの分量は以て害を人體に及ぼすに足らざるなり唯一の注意は此瓦斯は頗る引火質の者たるを以て庫中は勿論放散のとき庫の附近に火氣を存在せしむ可らざるなり元來貯穀の害蟲は一概に穀象と云ふと雖も其種類固より少からず穀蛾、穀盜、角胸、犬穀、盜、鋸、穀、盜、綴、蟲、等殆ど數ふに違まあらず是等の蟲類孰れも年に一二回の發生を爲し六月の交に産卵し昌んに孵化し夏季穀粒を喰害し其類少きも貯米の五分多きは一割以上に達し既記の如く全國平均凡そ一割の損害を見るの實況たり余輩の知る所にして其最も甚しき實例は今を去る四五年前尾張國海西郡に起りたる事實にして夏季中に四斗二升俵中の玄米六升を減ぜしこと是れなり之れ實に約一割四分三厘の減少なり東海道にして既に然り東北に於て其率多少減ずべきも南海西海に至りては更に甚だしきものあるは

疑ひを容るゝ能はざるなり豈に夫れ之を忽にするを得ん哉請ふ今一步を進めて左に二三の二硫化炭素燻蒸法實施の例を掲げん

- 一 愛知縣西春日井郡北里村字小針大野松藏氏の倉庫にて實施の實例
倉庫内容 間口二間半奥行四間高一間内容二千一百六十五立方尺
- 二 貯穀數量 玄米百五十俵
- 三 二硫化炭素の用量及酒量皿數 六磅約一千立方尺狀に付三封度割皿八箇
- 四 燻蒸時間 二十四時間
- 五 實施狀況 先づ入口を除く外悉く窓を閉ぢ天井四壁に少しも隙

間のなき様注意して密閉し後ち俵裝の上に八個の皿を配置し六封度の二硫化炭素を手早く分注して倉庫外に出で門入口を閉ぢて嚴に目張をなし二十四時間後に至りて出入口を開き三十分間後に窓を悉く

開き尚ほ三十分間経過せる後ち倉庫内に入る若し一時間前に入るときは瓦斯の爲に中毒することがある又開く際に附近に火氣のなき様に注意することが大切である右實施した後ち害蟲の驅除されたるや否やを検したるに穀象はよく驅除されたるもとち蟲は堅く繭を作つて潜伏するが故に殺蟲力の効薄く従つて十分に驅除されなかつたのは遺憾である是は清淨して後ち燻蒸すれば必ず死滅することと思ふ

海西郡彌富町字荷の上服部種二氏の倉庫内に實施の實例

一 倉庫の内容 間口三間奥行六間高さ二丈八寸内容一萬〇五百十五立方尺

二 貯穀數量 玄米六百四十俵

三 二硫化炭素の用量及置皿數 十五磅約一千立方尺に一封度半の割皿十三個

四 燻蒸時間 四十時間

五 實施方法 前同様で只藥品數量を半減して時間を長くしたことは前回と異なる所であるさて成績は誠に好結果で俵裝を解て檢せしに害蟲は悉く死滅して居つたのである

多年農家諸君の厄介視され居た貯穀害蟲の被害も今は全く二硫化炭素の燻蒸に依て驅除さるゝとは明に證明されたのであります愛知県縣の産米を百七十五萬石とすれば夏期迄に半數を消費し残る半數八十七萬石餘は夏期迄貯蔵されるので之が假りに五分減の害を受けたとするも四萬三千石時價拾六圓と見て七拾萬圓となる實に莫大なるものであります其れが此二硫化炭素で驅除せらるゝ事が出来るなら其丈の富源を愛知縣に加へた事になりますどうか諸君も禍を轉じて福となさるゝ様切に希望致します

明治四十五年初度愛知縣農林學校の調査及同縣知多郡の施設報告
農家戸數 約二萬戸一箇月の飯米一戸の口數一人二分として九千
百石餘△七月一日より十一月半まで(新米のとれるまでの飯米四萬有
餘石)

害蟲(穀象等)の被害 (一俵につき)七月一日―卅一日までに三合△八
月卅一日までに七合△九月卅日までに一升△十月卅一日までに一升
二合△十一月十五日までに一升三合

被害總石數(四萬有餘石に對し) 八百七十五石八斗餘(二千八十五俵
餘となる)此代金一萬九千八百餘圓

驅除費 三百俵につき二硫化炭素十二封度半此代金三圓十五錢總
計費(四萬石に對する千五百有餘圓)

差引一萬八千餘圓の利益となり米では八百石餘が助かる

されば今や貯藏米(地主等の倉庫にあつて賣る目的のもの)飯米に一
齊に此の害蟲驅除を勵行せば全國に數十萬石の米が新に生産された
と同じことに相成る可く候

本縣では知多郡は今や郡内各町村に命じて適當の倉庫地主等(の)を
徵發し附近の農家より米を集めて驅除中に有之縣下各郡にも及ぼす
計畫に有之候が何卒先生の御力と聲とによりて上は政府當局者にも
警告を與へ下は各府縣にも其急務たるべきを知らしめ度右御報告申
上候也

右の害蟲被害の計算は内輪に見積りたるものにて實際は更に大なる
べく候

尙々農家には賣る米がなくとも飯米は何處にも有之候也
是れ當時の報告なり右は専ら蟲に付て述しと雖も有害瓦斯中には

鼠も驚るなり

第二目 安全貯藏袋

燻蒸法の外防蟲防鼠の爲め皿井式安全貯藏袋なる者あり、皿井氏は愛知縣知多郡某村小學校の校長にして稀に見る所の篤志家なり有益なる發明二三に止まらず貯藏袋は即ち其一なり、氏曾て何故に害蟲が靱を犯さざるやを疑ひ仔細に靱殼を研究せしに靱殼は全く珪素より成るを發見し用紙に珪素を塗抹し之を以て試みに米俵を包みしに全く害蟲の侵入を防ぎ鼠輩亦之を破らざるを發見し大に喜び廣く之を有志に計り前記安全貯藏袋を製造し種々之を試用し皆好果を得るに至れり是れ全俵を一大靱に變ずるものにして其有効なるや疑ひを容れず而して造俵の作業亦甚だ容易なり單に中俵に繩を掛くるとき其

結目にて紙袋を破らぬ爲め之を束繩の下に曲げ込み其上を袋にて覆ひ外俵にて包めば即ち足る元來珪素は「ガリガリ」「ジャギヤギヤ」する者にして蟲類及鼠輩の之を嚙むを欲せざるは正に當然の事に屬す而して貯藏袋の利用は管に穀類に止まらず布帛衣類紙類貴重なる書籍書類等の包藏に適し使用の途甚だ廣し

第三目 害蟲誘殺法

尙ほ庫中の害蟲驅除には一種の誘殺法あり即ち倉庫の壁の下の所に窓を設け内戸を硝子とし外戸を版子と爲し其窓下に容器を置き之に毒水(石炭酸)を水に和したる者にても強度の鹽水でも何でも蟲が落ち込んで死する者なれば好しを盛り窓を鎖し庫中を暗黒と爲し庫外より毒水の容器の所の窓の外戸を引き開くときは内戸の硝子より容

器の上のみが明かるくなるを以て蟲類皆明を求めて其所に蟻集し自ら毒水に溺れて驅除甚だ容易なり事頗る簡易にして功甚だ多し是れ亦採用すべき一事なり記して以て讀者の參考に供す

第四章 消費經濟

第一款 玄米使用の利益

第一目 白米と脚氣の關係

米穀の生産及貯藏の事は前二章に於て粗々之を陳述せり請ふ今一步を進て其消費經濟を論述せん夫れ經濟の要は最少の勞費を以て最大の結果を得るにあり然らば則ち事物の効用を増し無用を變じて有用と爲すは其意に背かず況や又民庶の健康に利あるに於てをや事難

に非ず只白米の使用を廢し玄米食の昔に復歸するのみ是れ難を捨て易に就く者にして何人も爲し得べきの業なりとす元來白米は搗白の勞を採用し以て米穀天然の養分を磨損す而して白米の多食は彼の厭ふべき脚氣病の因となり全食中白米三割二分に達するの點より該病を發し其量愈々増加すれば罹病愈々増加す是れ海軍監獄礦山工場等の試験に據るものにして毫も疑ひを容るゝの餘地を存せざ故に白米の使用は高價なる多量の副食物を要す不經濟に非ずして何ぞや府下鐘ヶ淵紡績工場の如きは天下に率先し之が試験を爲し明治四十四年に於ては白米食者中には六月中脚氣の盛時千人に付二十二人の脚氣患者を出せしに玄米混食者には僅々一人に止まり麥の混食は効果大ならず前年は十五人五分を出せり大正元年には更に好成绩を呈し八月に於て前者中四十六人にして後者中には半人即ち二人に付一人

となれり混食にして尙且つ然り今一步を進めて純玄米と爲さば皆無
となるや疑ひを容れず今鶏を以て之を試むるに白米を以て飼養する
こと四五日にして脚氣を起し立つ能はざるに至り糠を以て養ふこと
四五日にて脚氣去つて舊に復す其結果實に聲の響に應ずるが如し然
り而して我同胞中毎年脚氣の爲に斃る者約十萬人該患者は約九十
萬人と註せらる是れ公表の數なり實際は尙ほ多數に上るべし而して
茲に最も驚くべきは日露戰役に際し戰地より脚氣の爲に後送せられ
し者凡そ十七萬人之を負傷者二十萬人に比するに相去ること遠から
ず後送直接の損失は固より喃々吹々するを要せざるも其間接の損害
に至りては更に恐るべきものあり請ふ少しく之を述べん元來戰場に於
て敵兵一人を斃すに小銃彈二千發を要するは古今を通じて異變ある
ことなし蓋し是れ往時銃器精ならざるに際して戰鬪近距離に行はれ

其精銳初速加はるに從ひ漸次に距離を増大し彼是相殺し以て命中に
差違なきに由る然らば即ち脚氣患者一人を出すは敵に二千發の小銃
彈を贈與するに等しく十七萬人の後送は即ち小銃彈三億四千萬發を
敵手に任ずるに當り敵に我精兵十七萬人を斃すの力を添ふるの結果
を生ず何の損失か之に若んや若し又十有七萬の總練をして健全野に
立たしめば戰局を早め一層我武を發揚し有利の局を結ぶを得しや知
るべきのみ玄米使用の利實に意外の邊に發す鑑みずんばある可らざ
るなり

第二目 玄米使用の經濟上の利益

玄米使用に付ては尙ほ一他の大利益あり請ふ少しく之を述べん抑々
玄米は之を白米に比し水分を含むこと多く而して脂肪分は後者の四

倍以上を有するを以て炊爨上其一升は能く白米一升三合に當る換言すれば玄米一升を炊きて得る所の飯の分量は白米一升三合を以て得る所と同じく而かも滋養分多きを以て腹中の持久力即ち世俗に所謂腹持は兩者相異なることなし是れ即ち米穀三割の節約なり然らば即ち平均收穫約五千六十四萬石の三割即ち約千五百二十萬石の儉約となり我國をして米穀の輸入國より一躍其輸出國たるを得せしめ之に加ふるに搗減の除却より得る所の三百八十萬石を以てすれば年に約一千九百萬石の増收を得るに等しき結果となり我國をして九年の蓄へあらしめ國をして其國たらしむること實に易々たるの業たるのみならず食物問題を解決するは勿論輸出超過國となり進んで我國をして債權國の列に入らしむるを得べし豈に力めざる可けんや

第三目 簡易貯蓄法

茲に又一升一握若くは一升一猪口と稱する米穀の貯蓄法あり古來我國に行はれ却つて晩近閑却せらる惜むべきなり事玄米使用の如く重大ならざるも亦捨つべきに非ざるなり其方法は玄米白米共に行はれ而も寔に易々たり即ち飯を炊くに當り毎々一升の米より一握り若くは一猪口大形の方好し茶飲茶碗にても好しを取り之を貯へ置くのみ左すれば三箇月若くは六箇月を経れば相應の分量となる而して毎々得る所の飯料には實際些の減量を見ざるなり今我國の戸數は八百十二萬餘なり内米食せざる者なきに非ざるも晩近米食の擴大昔日の比に非ず毎戸之を試みるに於ては塵積りて山を爲すの比譬に漏れず決して輕々視すべきに非ざるなり而して其勞たる只是れ餽手の勞の

み何んぞ夫れ之を試みざるの理あらん哉請ふ事の小なるが故に一笑に付し去る勿れ

第四目 搗減並に勞力勞銀の損耗

白米食は徒に搗減を生じ其損失實に鮮少に非ざるなり元來搗減は米質の良否乾燥の程度に由り同一ならずと雖も少きは五分多きは一割に達し平均七分五厘なるを通例とす然らば則ち平年作約五千六十萬石に付いては搗減約三百八十萬石に達す惜まざらんと欲すと雖も豈に得べけん哉實に不經濟の極と云はざるを得ざるなり加之搗白の勞働は米二斗に付き三千杵(上々白は四千杵)を要す然らば則ち五千六十四萬石に付いては七千五百九十六億杵を要す今強壯者は一日能く三臼を搗上ぐ其勞銀は之を五十錢と假定するを得べし然らば則ち

平年作を搗白するには勞銀約四千二百二十萬圓を要す而かも是れ脚氣病傳播に資するの費用なり嗚呼徒費尙ほ夫れ或は恕すべきも有害の素因となるの費用は斷じて免す可らず況や其高の大なるに於てをや此勞働を省き之を有利に使用し爾今之が爲に支拂ふ所の金高を剩せば實に八千四百四十萬圓を得べし而して之に加ふるに前記搗減三百八十萬石の代價一石十五圓とす五千七百萬圓を以てせば約一億四千有餘萬圓を得べし此額あれば外債以て償却すべく軍備以て整ふべし只に外觀の美を見んが爲め此愚を敢てす邦家の爲め洪敷の至りに堪へざるなり況や又前記炊殖除蟲の利あるに於てを哉米穀經濟の利實に偉大なりと云つべし

第五目 玄米の炊爨

昔は白米を姫米と稱し貴人の使用に限り軍隊は勿論中流以下は總て玄米を使用し曾て脚氣病ありしを聞かず然るに三百年の太平は風俗漸く侈奢に流れ下流尙ほ白米を使用し慣習の久しき其利を知ると雖も玄米炊爨の方法を忘却し其使用に躊躇する者少しとせず依て今左に陸軍糧秣本廠試験の結果を紹介せん

第一 釜 炊

玄米洗はぬ以前のもの以下同じ一に水を二乃至二、四までの割合に加へ密に釜蓋をなし押石を載せ次第に火力を強くし沸騰を始めし時より引續き十五分間煮沸したる後燃え火を去り炊き落しのみとなし三十分間位其儘にて蒸し置くべし水の割合火加減炊き時間等は飯量の多少又は釜の形状に因りて差したる相違なし但しバツキャングねじ仕掛等の備ありて蓋を充分に密閉し得べき釜にありては水の割合を

一、四乃至一、五となすべし燃料は炭又は瓦料を用ふるも炊き方には別に大差なし但し焚き落しの代りに炭に在りては小火を殘し瓦斯に在りては其焔を細くなし置くこと

第二 飯 盒 炊

玄米と水の割合を一と一、六乃至一、六五とし蓋をなし一食炊きの場合には中子を入れ置く方宜し次第に火力を強くし沸騰を始めしより引續き十五分間煮沸したる後燃え火を去り焚き落しのみとなし十分乃至十五分間其儘蒸し置くべし但し此間飯盒の急に冷へざる様相當の手段をなし置くを良とす前項水の割合を目分量を以て定むるには一食炊き(玄米二合)の場合には洗米と共に飯盒内面の兩側にある下方飯頭の直ぐ下まで又二食炊き(玄米四合)の場合には其上縁より約二分を下りたる所まで入るゝを適度と知るべし

第三 蒸氣炊

飯蒸罐の場合には玄米と水とを一と一、一の割合となし罐内に納め蒸氣を通じ罐内の温度を攝氏百二十度となし引續き同温度にて二十分間熱したる後蒸氣の入口並に出口を閉ぢ其儘更に二十分間蒸し置くべし又壓力を以て標準となす場合には二十五分間十五封度の壓力を加へ前の如く蒸氣を止め蒸し置くべし二重釜の場合には炊き方は釜炊きの要領に同じ但し附屬氣壓計の壓力を約十五磅となすべし

第四 炊き方に就ての注意

(一)米は炊く前に粗を除き數回水にて洗ふこと(二)釜炊き並に二重釜蒸氣炊きに於ける釜蓋は少しの隙間なく且つ釜縁との接著を密ならしめんが爲め適度の厚さに布片を巻くを良とす又押石の重さは炊具の形狀に因り多少の差あるも概ね炊飯量二升以下なれば六百匁内外

一斗以上なれば七貫匁内外にして之を蓋の周邊に分ちなるべく糞汁を噴溢せしめざる様努むべし(三)炊き上るまでは決して蓋を開くべからざることを(四)炊き上れば直ちに杓子を以て炊飯を上下に轉換し再び蓋をなし置くこと(五)新米を炊くには水の量を約一割減ずること但し飯蒸罐炊きにありては約五分減とす(六)炊き水に僅かの氷醋酸を加へて炊けば幾分か白く出来上り且つ保存を良くするの利あり(七)玄米に精々麥を混じ炊く場合にも麥はゑまし置くの要なく初めより玄米のみを炊く場合と同様に炊くべし

第五 容積及重量の比較表

區 分	釜 炊		飯盒炊		蒸氣炊	
	玄米	精米	玄米	精米	玄米	精米
米の水分(百分率)	一三・五五	一四・〇三	一三・〇六	一四・五〇	一三・五八	一四・五〇

米二合の重量(匁)	七〇〇	七九〇	六八〇	七五〇	七六〇	七九〇
米二合に用ひたる炊水量(合)	四〇〇	二〇四	二〇二	二〇二	二〇二	二〇〇
米二合に對する炊飯容積(毛)	七七〇	七五五	八二五	七九五	七五二	七五〇
米二合に對する炊飯輕重量(匁)	一九六・五	一七六・〇	一九九・〇	八〇・〇	一八六・〇	一〇八・〇
炊飯の水分(百分率)	三三・五八	三三・二〇八	六四・五〇二	六四・四九八	六三・九六〇	六三・四九六

本表に據れば玄米飯の容積及重量は何れも精米飯のものより大なるを知り得べし

第六 分析比較表

(種別区分)	水分	固形分	蛋白質	脂肪	防炭水化物	粗纖維	灰分	磷酸
玄米飯	六三・九九〇%	三七・〇一〇%	四・九四七%	一・三三三%	三六・三六六%	一・三五四%	〇・五三二%	〇・三八一%
精米飯	六三・四九六%	三七・五〇四%	四・三三五%	〇・四四四%	三三・〇三九%	〇・四六六%	〇・三三八%	〇・〇九三%

(備考) (一)玄米飯は原料一に對し水一、一精米飯は一對一の割合に

て蒸氣炊きとなしたるものなり(二)精米の原料は玄米飯の原料と同一のものなり

由是觀之玄米は脂肪蛋白質共に白米より多く殊に前者の如きは白米の四倍餘を含有す而して燐素亦三倍以上を含有す是れ高價の副食物を要せざる所以にして只鹽を以て其不足を補ひ大根汁を以て其消化を促せば則ち最良の食飼を得而して燐は腦力を養ひ前二者は體力を養ふ其利知るべきなり唯一の缺點は之を白米炊に比し少しく燃料を要すること多きにあり然りと雖も晩近名古屋市に長谷川某なる者ありて玄米用釜を發明せり裝置簡易にして而かも此缺點を補ふに足るのみならず普通釜と雖も容易に其裝置を施すことを得べし之を試みんと欲せば釜の口径を同氏に通じ裝置要部の送付を求むれば居ながらにして之を得べし名宛は名古屋市長谷川玄米釜店名古屋驛長氣

付にて可なり敢て紹介す

第六目 玄米使用の階梯及諸般の試験

玄米使用の利益斯の如く夫れ大なり而して半搗米使用の利益之に次ぐ玄米の効用大は則ち大なるも數百年の慣習一時に破り難く一躍白米より玄米に移るは多少困難の事情なきに非ず其階梯として半搗米を使用するも亦是れ一方法たらずんばある可らず請ふ左に千葉縣下香取郡中和村に於て試みたる各種の實例を掲げん

一 千葉縣香取郡中和村に於ける食料改良の結果

經濟上より觀察したる玄米食の効果は玄米を以て食料品となすに

於て搗減搗賃を省減するものとす米の搗減は前陳の如く平均七分五厘なり故に一石に付七升五合に當り平年作約五千六十四萬石に付ては約三百八十萬石となり之を一石十五圓と假定すれば約五千八百萬圓となる今一家五石を消費するとせば三斗七升五合となり五圓六十二錢五厘の損失となり更に一人一日六斗を搗白すと假定せば八人三分三厘餘を要す一人賃銀五十錢と假定するときは四圓十六錢五厘となる尤も米を搗くときは糠を生ずるを以て此代價を控除せざる可からずと雖も是れ實に大海の一滴九牛の一毛に過ぎず抑々糠は米一石より平均一斗五升を出し一升の代價は凡そ二錢五厘なり然らば即ち五石の米より得る所の糠は七斗五升にして其代價一圓八十七錢五厘に過ぎず之を搗減の損失に比し豈に同年の論ならん哉又米麥混合の利益は實に些少に非ざるなり米麥の混合飯は從來農家の常食とする

所なるも其割合は少なきは米八と麥二にして多きも六と四たるに過ぎず故に之を五分五分と爲すときは其差の價格を利することを得べし今千葉縣香取郡中和村一箇年の統計に依るに(助役菅谷榮太郎氏の調査に因る)從來食事は(人口二千八百六十一人)

米 六千七百七十四俵にして其價格四萬四千四百五十二圓八十錢(一石十八圓)

麥 一千三百八十六俵にして其價格八千三百十六圓(一石十四圓四十錢)にして

合計 五萬二千七百六十八圓八十錢

節儉食事(米は半搗)

米 三千七百八十俵にて其價格二萬七千二百十六圓

麥 三千七百八十俵にて其價格二萬二千六百八十圓にして

合計 四萬九千八百九十六圓

米の價格一萬七千二百三十六圓八十錢(俵數二千三百九十四俵)を減

じ麥の價格一萬四千三百六十四圓俵數二千三百九十四俵を増加し差引純益二千八百七十二圓八十錢にして一人分一圓三厘七毛餘となる今試に之を東京府人口二百三萬三千三百二十二人に對し計算するときは二百四萬八千四百三十三圓二十八錢餘となり更に之に東京府下八郡伊豆小笠原の三十町百七十箇村小島の人口百八萬三千七百二十四人の純利百八萬七千七百三十三圓八十八錢を加ふるときは三百二十二萬八千五百七十七圓十七錢餘となり更に全國の人口五千四百八十四萬三千八百八十三人(大正二年十二月三十一日內閣統計局の調査に因る)但臺灣朝鮮樺太は之を除外すに計算するときには五千五百四萬六十二圓四十錢餘の巨額に達す抑々食物は衣住と共に生活上の三大要件なりと雖も其選擇を誤るときは萬病の源泉と爲る慎まざればある可らず食物と病氣との關係

に付ては從來學者の研究せる所にして就中米と脚氣との關係は最も著大なるものあり元來脚氣は一の生理的病氣にして糠を服藥して治せし例少からず今試みに白米を動物に食せしむるときは斃死する者及脚氣に罹る者少からず何故に白米が斯る性質を有するやと云ふに白米には燐鐵加里曹達石灰等凡て動物の生育上缺く可からざる無機成分の不充分なるが故に生理的變調を來たすが故なり若し糠中の各無機成分を化合し食せしむるときは脚氣の豫防治療に効あるや疑ひを容れず玄米は其粗殼を除却するときは内部は穀實にして二枚の薄膜に被はるゝを見る可し是即ち外皮にして胚膜と稱するものなり最も品質に依り縦筋の深淺光澤の良否等ありと雖も其構造に至りては一なり胚膜は脂肪を包有し外部より濕氣の侵入を防ぎ又内部の乾燥するを防止す此胚膜の下に更に薄き膜あり内部は胚乳と稱し種子中

の養料の蓄積せらるゝ所なり又胚乳の下部に胚子存在す胚乳は米の品質上最も必要なる部分なり胚膜胚子は燐酸蛋白質脂肪等人體に要する滋養分を含有す然るに之を搗き白米とするときは糠となり澤庵糠味噌等の材料及肥料となる夫れ人類病氣の源泉は概して胃腸の不健全なるが故にして而して胃腸の不完全は食物の不自然より起るものにして脚氣胃腸神經衰弱勞動怠厭等皆食物を慎まざるより發し來りたるものなり吾人祖先の偉大なる體格及其充盈せる元氣は玄米飯を常食となしたるが故にして猿田彦尊武藏坊辨慶加藤清正柴田勝家本多忠勝等皆玄米を以て常食と爲したり實に玄米は滋養素に富み且つ靈妙なる成分を包有するを以て身體を健全にし精神を健全ならしめんと欲せば玄米を以て常食とせざる可からず

玄米飯を獎勵すると同時に麥飯を獎勵せざる可からず麥飯は胃腸

の消化力を助けるには大効あり即ち米には米特有の滋養成分ある如く麥にも亦麥特有の滋養成分あり今玄米と麥とを混合して常食と爲すときは各特有の元氣素と相調和し長短相補ひ以て其効果を益々偉大ならしむ慮らずんばあらざるなり

二 玄米及半搗米に關する試験

一家の經濟的基礎を鞏固にせんと欲せば資本を増進せざる可らず而して資本を増進せんと欲せば節儉を守り以て勞働せざる可らず精神上肉體上及ぶ可き勞働せざる可らず節儉せざる可らず然らざれば資本の増進何を以て望むことを得んや故に若し節儉し勞働し得るの方法にして存せんか之を行はざる可らず故に玄米にして主食物とすることを得ば大なる利益あるや疑ひを容れざるなり依て千葉縣香

取郡中和村長部區小字八石に於ける生理學協會に於て大正四年一月元旦より三日間玄米及び半搗米に關する試験を執行せり其の結果左の如し

甲玄米餅に關する試験 方名園子晩稻にして大粒外皮厚く縦すぢ深く光澤黒き方▲蒸し方は精米と同一なり▲搗き方は精米に比し二晝夜浸水(浸水の際)は良く洗滌す(稍々時間を要せり喫食の際)は味佳良なり嫌忌の念生せず食欲を減退せず精米餅に比し空腹を感じず優に主食物と爲すに足る
乙半搗米餅に關する試験 種類前同斷▲十八時間浸水(浸水の際)は良く洗滌す▲蒸し方搗き方前同斷▲味及空腹を感じざることも毫も精米餅と異なることなし▲餅を搗くに際しては一般農家に於て最も實行し得べき方法を探りたり故に米粒を選擇せず一度に四升宛

となしたり
 丙 玄米炊爨に關する試験 普通米は水田に産するものを以てせり
 ▲方名せとく中稻にして中粒外皮薄く縦すぢ淺く光澤白き中等米
 ▲二晝夜浸水浸水に際し良く洗滌す▲米一升▲水二升二合米質及
 乾燥の度合により増減火を強く焚き糊汁の外に出でざるを度とし
 て火を去り置くこと廿五分間▲喫食に對し初めは稍々嫌忌の念を
 生ずと雖も漸次此念を去り精米飯に比して佳味を感ずるに至る
 丁 半搗米に關する試験 (搗き方二斗一千さね搗き増六合即ち二斗
 六合▲同二千同増二合即ち二斗二合但し是にて半搗米となる試食
 せしもの)▲同三千同減八合即ち一斗九升二合▲同四千同減一升六
 合即ち一斗八升四合但し是にて精米となる)▲炊爨八時間浸水浸水
 に際し良く洗滌す▲米一升六合▲水三升米質及乾燥の度合により

増減し弱火にて炊き糊汁の外に出でざるを度として火を去り置く
 こと二十五分▲味及空腹を感ぜざること精米飯と毫も異なること
 なし

右は本會に於ける試験の結果にして何れも良好なることを立證
 せり搗き減り勞力時間等多大の利益存するを以て本會々員諸士は
 本年度より半搗米を以て主食物と爲すことを明言せり

戊 玄米しんこ製造の試験 半搗米及玄米飯玄米餅に關する試験
 は昨年一月之を試み甘味の白米と異なることなく腹減の同一なる
 ことは既に之を報告したり故に本年に於ては玄米にて製造する俗
 に謂ふしんこ及玄米に芋を混和して製造せるしんこを試食したり
 方名は愛國中稻にして光澤黒き方品質中等米二十四時間浸水
 (浸水に際して能く洗滌す)して能く水を切り日光にて之を乾し後石

臼にて之を細密に粉となすなり而して此粉に湯を注ぎ手にて握り得る程度迄能く調和し細かに握りて之を蒸し能く搗くものとす粳米餅一名しんこは我郷里に於ては天保安政年間に性理學會開祖大原幽學翁の盛に唱導せし所なり即ち餅は灰汁氣強きを以て夏期陰曆五月五日より同九月九日迄は幼時の食料品に適せず粳米を以て餅を製し之を食せしめたり即ち自分が餅を食して幼兒に與へざるは情に於て忍びざるのみならず育兒上其宜しきを得たるものと謂ふ可らず故に此期間に於ては皆粳米餅を食せしめたり爾來之を性學餅と唱へ該地方にては盛んに行はれつゝあるなり

粳米餅は單に玄米のみに限らず碎米(俗に小ザキと謂ひ粗搗臼碎搗臼碎米との二種あり)も皆前記の方法に依りて之を餅と爲し食することを得るものとす殊に此碎米の粉に馬鈴薯甘藷等を能く調和

して餅とするときは味ひ佳良なるものとす其製造方法は能く皮を剥ぎ之を蒸し該粉と混じ能く調和して細かに握りて之を蒸し能く搗くものとす又前記の粉に餅草を入れて搗くときは其味ひ甚だ佳なり此餅の製造方法は草を湯に入れて之を煮冷水にさらして後ち能く水を切り置き前記の如き方法にて能く搗き上りたる後に草を入れて能く搗くものとす

斯の如く粳玄米を以て優に餅を製し得るのみならず滋養豊富にして消化宜しきは論を俟たず碎米と雖も普通米と均しく食し得るの方法にして其利益尠少ならざるを信ず

第五章 農業金融并其保

護に關する諸般の設備及施設

第一款 長期信用及年賦償還

農業は商業と異なり長期の信用を要す抑々農業に投ずる所の資本は容易に其歸還を見るを得ず長期なるは三十年以上に亘る者なしとせず故に其償還は一時に之を爲すを得ず年賦を要するは數の方さに然らざるを得ざる所なり例へば牧場の開設葡萄樹の栽培等を以て之を論ぜんに其投資より収入を得るに至るまで數年を要し其資本を償

還するは更に數星霜を閱せざる可らず故に例へば資本金千萬圓の銀行を起して一旦其の金額を農業に放下せば資金は土中に埋没して更に貸付を増加し其事業を擴張するを得ず而して我國に於て農業信用に對し償還に据置年限(勸業銀行法第二十一條農工銀行法第十三條)を設けしは真に一頭地を抜くものと云つべし農業信用の如き長期に亘るは已むを得ざる所なるを以て其資金の停滯を解くを必要とす學術上にモピリゼーション即ち解放と稱するもの之なり請ふ少しく之を説かん

第二款 資金の解放

第一目 解放の必要

我國に於て農業信用に關する特設の機關は勸業銀行及農工銀行の

二者なり勸業銀行が其資本金二千萬圓を貸付するとせば其歸還は長きは五十年短かきも尙五年以内にあるを以て其資本金額を貸付し盡すの後更に二千萬圓の借入を請ふ者あるも之に應ずる能はず斯の如き事情に際會するときは債券を發行して資金を募集し之を貸付け以て農業の發達を圖り事業を擴張す其狀恰も曩に資本金二千萬圓を貸付け爲に抵當とせし土地を債券に切替へたるの觀あるを以て之を解放と云ふ而して貸付の抵當は法規に依り之を精選せざるを得ざるは論なき耳。斯の如く必要に應じ幾回となく前回の貸付の爲め得たる所の抵當に依り債券を發し以て資金を解放し農業の發達を補助し銀行の業務を擴張す農業信用の發達と其効用の如何とは懸りて債券發行の難易如何にありて存す故に諸文明國に於ても大に勸業銀行の債券に注意し之に對し特別の利益を與へ特に割増金付債券の發行を認

可す然れども方法宜しきを得ずんば意外の弊を發せん慎ますんばある可らざるなり

第二目 注意の要點

抑々割増金附加の事は徳義の點より之を論ずれば固より論議を免れざるべしと雖も國家全體の利益より之を論ずれば割増金附債券の發行は事情に由り有益の結果を生ずることなしとせず故に諸國皆此除外法を設く我國亦此例に倣ふ然りと雖も茲に注意すべきは其除外の理由なりとす元來特設營造物なる者は特殊の任務を帯びたる獨占的の機關にして特別の必要ある場合に非ざれば之を開設すべきものに非ずして慎重の注意を要す請ふ其梗概を左に掲げん

第一に注意すべきは拂込みたる元金は必ず償還せらるべく利子

め又一人に向つて多額を支拂はず小額を多數の人に拂ひ當籤するも暴富を成さず當籤せざるも亦甚だしき損害を被らざるを度とし勉めて射伴心を和ぐるにあり凡そ是等の點に注意せば籤札附公債と雖も實際敢て大なる弊害を生ぜざるべし即ち元利の支拂不確實にして價格に大變動ある貧弱なる小國の公債よりは却て安全なるやも知る可らず伊太利佛蘭西等に於ては此類の公債の發行せらるるに際し人民之に應ずるが爲め特に節儉し小賣商賣に影響することは吾人の耳にする所なり雪に和して泥を踏む夫れ或は妨げなき乎然りと雖も戒根虧くれば定惠據る可からず清禁を慎まざれば術巧緻なるも其終を全ふする能はず戒めずんばある可からざるなり

は普通率より幾分か低廉なるべしと雖も必ず支拂はるべきことは是れなり不當籤者は全く元金を失ひ當籤者は一時に意外の巨金を得るの結果を來すことあるが如きは甚だ不可なり必ずや不當籤者と雖も其元金を失はず且つ利子は聊か低歩なるも必ず之を得ることゝ爲さざる可からず然らずんば即ち自家の出金は擧て之れを當籤者に取り去られ一方に大失望者を生じ一方に倏忽暴富を得る者を生じ賭博と擇ぶなきの弊害を生ずべし故に應募者は元金は勿論利子と雖も普通の率より少く低きは已を得ざるも必ず之を受るの仕組と爲すを要す例へば普通の利子が五分なるときは之を三分と爲し五分と三分との差額即ち二分は之を發行者と當籤者との間に分配するが如き仕組に爲す可とす

第二に注意 すべきは籤數は可及的多數にして當籤者を多からし

第三款 農業信用の中央機關 并地方機關

勸業銀行は日本銀行が商業界の中央機關たるが如く主として農業界の中央機關にして日本銀行が他の商業銀行を率ゆる如く勸業銀行も其地方機關として農工銀行を率ゆ而して其關係は前者の場合より一層親密なり是れ其業體より生ずる自然の結果にして固より其所とす元來商業界に於ては資金の運轉繁劇にして債權債務の關係が甲乙丙丁戊己等の間に速かに移轉し割引に於ては手形貸付に於ては之に對する相當なる擔保品は多く之を中央銀行其他の大銀行に占有することを得べしと雖も勸業銀行の貸付は長期にして其抵當物は主として土地なるを以て抵當物の監視は之を所在地方の農工銀行に委託す

るを以て最も便利とす且つ債券募集に際しては農工銀行は勸業銀行の爲め其斡旋者となり又農工銀行の債券は地方債同様の不便あるに反し勸業銀行債券は全國の歡迎する所にして兩者の間には國債證券と地方債證券との間に成立するが如き差違あり而して勸業銀行も亦自ら債券を發行し其募集金を以て農工銀行の爲に其債券を引受くるときは其債券の爲に支拂ふべき利子と農工銀行より受くる所の利子との差違を制するを得べく其關係實に親密にして其間殆ど親分子分の如き觀あり殊に我國に於ては農工銀行は勸業銀行の責任代理店たるの契約あり抑々責任代理店は白耳義中央銀行の創始に係り爾來頗る良好なる結果を得たり其方法は中央の大銀行が國中の然るべき銀行と代理契約を締結し之に其大銀行より若干の資金を供給し前者の計算と責任

とを以て割引に従事せしめ其利潤の幾分を契約に依り例へば四分六分若くは二分八分と云ふ如く双方に分配し萬一其手形が不渡りとなるが如きことあるときは其損失は割引を爲せし銀行に歸し基金を供給したる銀行に及ばずとするものなり畢竟責任代理店の名稱あるも此損失の責任を負ふに由るものなり元來中央銀行は廣く個人に向つて取引するを便利とせず然りと雖も資金に餘裕あらば之を運用し一は以て市場を調和し一は以て相當の利益を收むるを好しとす今中央銀行が地方有数の銀行を選擇し其地方に資金を放下し自ら薄利に甘じて彼等をして其運用を掌らしめ損失の責に當らしむるは都鄙の聯絡を通じ中央銀行の強大なる資力と地方銀行の熟練と其債務者に近接なるとの利益を併せ長短相償ふの方法にして非常の效用あり我國に於ても既に其端緒を發し第一に之を日本銀行と正金銀行の間に行

はれ外國貿易上多大の功を奏し(拙著財政と金融坤第二編第一卷第八章第一節第四目參觀)後之を勸業銀行が農工銀行に及ぼせり世に代理貸付と稱する者即ち是なり
 勸業銀行は所謂不動産抵當貸の中央機關にして在地方の小土地を抵當として貸付を爲すに便ならず故に該行は主として開墾事業殖林事業の如き纏まりたる者に對し貸付を爲し其恩澤小農に及び難き事情なしとせず故に資金を農工銀行に融通し其責任を以て小農に貸付せしめ利益は之を適宜双方に分配す(明治三十三年法律第四十號參照)是れ即ち白國の例に倣ふものにして徐々として行はれ目下増加しつゝあり

第四款 下級機關の必要

第一目 下級機關は組合組織を便とす

斯の如く我制度に於ては中央機關と地方機關との關係深密にして頗る巧妙なりと雖も尙功を一篋に缺く者なしとせず元來農工銀行は營業區域一府縣に涉り小村落の末に至るまで其澤を及ぼす能はず時に或は牛刀の憾なしとせず故に農工銀行の下に更に村落銀行の如き下級金融機關を設くるの必要あり然れども百石の車を満たすに斗符の粟を以てす可らず下級機關は純然たる銀行よりは却て組合と爲すを適當とす而して其組織はライフアイゼン式の土地同盟組合に則るも亦可なり抑も名稱の如何は敢て問ふ所に非ずと雖も要は一村若くは數个村を一團體と成し其一區域内に於て農工銀行の下働を爲す所

の下級機關を要するや論を俟たず而して其資金は重に組合員の掛金より成り其高若干圓に纏りたる時は之を十分に組替ふるか又は掛金拂込人の望に依り拂戻の方法を併用し貸付事業と貯金事業とを兼ね行ひ一は以て農業の發達を補助し一は以て貯蓄を奨励する亦かならずや而して掛金拂込には嚴重なる規約を設け遅延若くは不拂の場合に於ては遅延利子を徴し又は拂込済の資金は之を沒收する等種々の制裁を設くるを要す又必要の場合に於ては農工銀行其他より組合の名義を以て資金を借入れ組合員に例へば其持分限り若くは其倍數迄を限り之を轉貸し相當なる抵當物を取り直に右よりして左へ其抵當物を農工銀行其他の債權者へ移すが如き方法を設くる時は大に農工銀行の事業を助け其徳澤小農に普及し遺憾なきに至るべし其方法は現行の組合法に少しく増補を加ふるを以て足り別に新法を要せざ

るべし今や我國高等金融の機關略定まる然れど斯の如き下級金融の
機關に就ては未だ遺憾なしと云ふを得ず進んで社會經濟に注意し一
は以て農業の發達を促し一は以て村民の貯蓄を獎勵するは實に方今
の急務とす豈に夫れ之を忽にするを得んや

第二目 下級機關は都鄙に於て其趣を異にす

村落に於て斯の如き下級金融機關を要すると同時に市街地殊に工
業地方に於ても之に類似する機關の必要あり然れども都鄙自ら其情
勢を異にし且つ前者に於ては人口常に移動し後者に於ては數代相傳
して移動甚だ稀なり故に其狀態に伴ふて下級金融機關の組織も亦其
趣を異にせざるを得ず即ち前者に於ては組合員の利益が組合に附着

したる財産と成らず成る丈組合員の身體に附着し何時何地へ移轉す
るも差支なきを期せざるを得ず之に反し後者にありては利益は成べ
く組合の共同積立金又は基本財産の如く組合に附着する者と爲し組
合員の身體に附着して賣買金融等に便利なるより寧ろ基本を養ひ永
年に涉り漸次に生活の度を増進するを好しとす獨逸に於ては組合分
散に於ても其積立金を分配することを許さず之を町村に預り置き他
日同種の組合成り其基礎確實なるを待つて之を其組合に寄附するこ
とあり若し又或期間に相當の組合起らざるときは之を町村の公益事
業に使用するの方法を設くるの例少しとせず又以て一考の値なしと
せず約言すれば都會に於てはシユルツデイリツの方法に則り村落に
於てはライフアイゼン式に據るを好とす

第五款 農業倉庫

第一目 農業信用の發達と共に農産物保護の方法を設くるを要す

農業信用の運用に下級機關の必要あるは既説の如し然るに一方に金融機關を完成するも他の一方に之に依つて生じたる貨物の保護缺如するときは機關の効用其半を失ふ是に於てか農業倉庫の必要あり抑農業は天候季節に依り其成敗を分ち工商事業の如く人為を以て貨物の増減を試みるを得ず所謂出來秋後には供給増加し價格降下し栽培より收穫に至るの間は供給減少し價格概ね昇騰するは蓋し免れ難きの趨勢なり而して其間奸商の輩之に乗ずるものなしとせず農家貧

にして資力に乏しく加ふるに負債ある場合の如き殊に然りとす豈に懼れざる可けんや然るに我國の實況農業者は全國の人口の大多數を占め其利害は則ち國家の休戚に關す今此弊を防がんと欲せば前記下級機關の發達と共に義倉若くは郷倉の如き組織を設くるを要す倉庫は農工銀行及前記下級機關と聯絡し收穫の後農産物賣り崩しの弊起らんとするときは其收穫物を倉庫に收容し之に對し相當歩合を以て金融を爲し徐に市場の情況を計り好き價を求めて之を販賣し以て決算するものとせば前陳の諸弊雲散霧消して其跡を止めず較々たる明月農界を照すや疑を容れず而して又倉庫は收容物に對し一定の標準を設け品質優等なる者に對しては融通の歩合を高らし例へば最高八掛け劣等なる者に對しては之を低らし例へば最下五掛け其劣惡にして採るに足らざる者に對しては全く融通を拒絶することとせば農

家の損失を防ぐと共に農業獎勵の一端となるを得べく一舉兩全の結果を得る亦難きに非ざるなり豈努めざる可けん哉

第二目 一般に及ぼす利益

前目記載の外農産物倉庫組織は穀物の価格を常平するの效力ありて大に吾人を利す元來貨物の需要は其大體に於て價格の昇降と反比例を以て増減す故に收穫の後農家賣崩しを爲し其數量多大に達するときは一時需要を増加し終に至りて供給不足して價格騰貴し生民爲に疾苦を感ずることなしとせず加ふるに斯の如き變動に際しては奸商動もすれば之に乗じ價格非常に騰貴し一層不良の市況を呈するは蓋し免れ能はざる所の勢ひなり果して然らば其災豈に吾人消費者のみに止まらんや正直の商賈亦其不便を免れず元來農産品の如きは國

民一般の消費に充つる所の食品に非ずんば即ち工業に缺く可らざる所の原料品にして其價格の動搖は努めて之を避けざる可らず而して賣買兩者の利害は互に相背馳せず結局一に歸するは經濟上動す可らざるの原則たり乃ち知る當初賣崩しに際して買者に利なるが如しと雖も其原因自然の供給増加に非ずして一時の金融上の必要より生ずるものたらしめば終に至りて供給不足し價格騰貴して買者に便ならず又賣者の爲には當初不利なるが如しと雖も後に價格騰貴し却て利あるなきを保せざると是れ所謂因果報輪回の理にして亦何を乎疑はん斯の如く人為的に價格を變動するの不可なるは多辯を要せず夫れ天然自然の結果に因り價格に變動を生ずるが如きは眞に己むを得ざるの數なるも苟くも施し得るの術を施さずして生民を苦しめ經濟の發達を妨ぐるは志士の忍び能はざる所なり豈に努めざる可けんや

第三目 米券の發行

倉庫事業に附帶して論ずべきは預かり物に對し證券を發行すること
 是なり今倉庫に於ける主要なる寄託物は米なり抑も米券發行の事
 は熊本及庄内地方に於て著しき發達を爲し其成績頗る見るべきもの
 あり元來米券は商法第三百五十七條より第三百八十三條に至る倉庫
 營業に關する規定に依る者にして買入質入分割合併書替總て十分な
 法律の保護を受くるを得寄託物保管の義務亦完全にして缺くる所
 なく剩つさへ寄託物は之を保險に附するを以て些少の危険なく總て
 の點に於て安全なり今や其設備ある地方に於ては小作人は米券を以
 て小作米を納付し農家は之を以て商買と取引し金融運搬手數費用等
 各方面に於て多大の便益を爲す倉庫設立の上は大に米券の發行を擴

張すること冀望に堪へず輒近行政當局に於ても其便を察し大に之を
 獎勵するの意あるに似たり果して然らば是れ吾人の意を得たるもの
 と云はざるを得ず而して民設倉庫の最も發達したるものは山形縣鶴
 岡實町倉庫同縣酒田山居倉庫熊本縣八代郡鏡米券倉庫等なり其詳細
 は載て明治三十八年八月十日發行中央農事報第五十五號第三十三頁
 以下にあり參看あらんことを望む

第四目 外國の例

其一 佛 蘭 西

農品倉庫の農事に必要なるは概ね斯の如し是に於てか近時歐洲諸
 國に於ても其必要を論ずるもの少からず就中佛國衆議院議員クシメ
 ンテル氏の如きは大に其利益を論じ左の如き言を爲せり

農家に於て金銭の缺乏を感じざれば其必要な可しと雖も不幸にして彼等は屢々其必要を感じず彼等の中稀には倉庫を所持する者ありと雖も其設備不完全にして長期の貯蔵を爲すに便ならず收穫後間もなく穀類を賣却し一方には金銭を得一方には長期の貯蔵を遂るの必要なしとせず故に其賣却は市場の需要に件ふを得ず價格の下落するは數の免れ難き所なり而して終に於ては農家自己の食料に不足を告げ之を購買せざるを得ずして爲に穀價を昂騰せしむ此間利益を得る者は獨り投機者流のみにして組織不充分なる農業は其周圍に密接し圓陣を作れる仲買人跋扈の裡に萎縮し終るの外なし農民にして若し之に對する適當なる仕組を立つる能はずんば農業者は遂に市場に立脚の地を失ふに至るの窮境に陥るなきを保せざるなり

と是れ頗る吾人の意を得たるものと云ふべし同氏は更に一步を進め穀倉組合の利益を説き之を左の四項に分てり

- (イ) 穀物の賣却が一箇年を通じて行はれ穀物收穫後永續して消費者に供せられ長く貯蔵せられ得べし農家は必ずしも穀倉組合に依らずとも長期の貯蔵を爲し得ざるに非ずと雖も多くは長時間には穀物の品質を損ふの危険あり凡そ穀質の保存は適當なる科學的の注意を要す而して近時穀倉組合に於ては穀物の精製及改良に關する科學的の設備殆ど完成し勞費を節すること頗る大なり
 - (ロ) 受渡及急辨の利あり凡そ穀倉は出來るだけ農場に接近し且鐵道又は運搬の便ある河川に近く設置せらるべきを以て消費者所要の分量の取引に對し農家各戸に交渉を爲す代りに之を一纏にし
- て直ちに用辨するを得るの便あり穀倉設立せらるゝ時は消費者の

穀物取引註文が雨期道路悪しき時或は輓馬が耕耘に使用せられつゝある時の如し受渡に不便なる場合に來るとも直に辨ぜらるべし獨逸及埃斯利に於ては此利益の爲に大に農業者の穀倉の設立を奨励せり

(ハ) 品質の改良 穀倉の利益は生産者に止まらず廣く消費者に延及す生産者は賣却方法の改良及穀倉の改良に依り價格騰貴の利益を受くべし例へば收穫期に於て天候悪しく穀物濕氣を帯ぶるの虞あるが如き場合に於ては其儘受渡に適せざるを以て乾燥調製選別等の手段を取るの必要あり然るに之に對する設備は農家各戸に之を爲すこと固より容易ならず假令各戸之を爲すとも穀倉組合に於て進歩したる器械を備へ時間及勞力を節して行ふの優れるに若かさるは多辯を要せず

(ニ) 商標の添付 穀倉組合は組合員所産の穀物を適當に混合して大製粉業者我國なれば米商が希望する同質多量の商品を纏むることを得蓋し此組合が全國に區域を擴め得たりとせば全國の穀物は一整に同一品質に整へられ且一齊に數種の商標を附し以て需要者より高價を請求するを得べし

(ホ) 組合は組合員に最良の種子を分與し之に依り土質に適し需要者の好みに最適の種類を耕作せしむるの方法を講ずることを得べし此方法は實に不良種類の絶滅を促がすに最も可なり今一例を擧げんにリマークに栽培せられたる小麦の如きは堅實にして蛋白質物を含むこと多く不良の種類なりしに拘はらず二十五年前には毎年百六十萬ブツセルを産せり然れども今や殆んど其跡を絶てり惟ふに改良せられたる土質耕作法及近世穀倉組合に依る販賣上の商

業的組織を以て農産物に大變化大進歩を起さしめ市場は優勢を保たしめ農業の面目を改むるは決して爲し難きの業に非ざるなり

其一一 獨逸

近年に至り獨逸に於て頗る其必要を認め政府は之に補助金を下附して保護獎勵するのみならず屢々政府自ら此倉庫を建設せり今其概況を見るに西曆千九百二年に於ける獨逸の農業的産業組合の數は實に一萬六千餘に上るの盛況を呈せり而して其内譯は左の如し

- 一一、一二〇 信用組合
- 一四二二 農産物販賣及購買組合
- 二、三九七 「パタ」チース製造販賣組合
- 一、二五八 雜水車「パン」製造穀倉醸造若草の販賣果實蔬菜鶏卵蜂

蜜煙草鐘詰瓦等の販賣運搬機械及收穫器の賃貸家畜相互保險組合等

因に云ふ我國明治四十一年四月末の産業組合の數は四千八百四十五にして町村の數の半ばに達せず

近年の實際に依れば各地に單純なる小規模の貯穀用の倉庫を設け而して之を集め販賣する爲に中央に大なる穀倉を設くることは商人の競争より生ずる所の悪弊を避け最も好果を奏するものゝ如し而して販賣の方法には三種あり(一)組合が一旦農家より購入して更に販賣するの方法(二)委託販賣(三)一箇年の平均價格を分配する方法是なり獨逸に於て多く用ゐらるゝは第一即ち一度購入して組合の有と爲し組合の危険負擔を以て賣却する方法なり此方法に據るときは倉庫に於て動もすれば駈引を爲し市場の供給不規則となること多く組合

の目的に反す又は貯藏中穀價下落し爲に恐慌を來すなきを保せず、第二の委託販賣法は前者に優り、第三の平均價格の法は蓋し最良の販賣方法ならん何となれば此方法に依るときは組合員は共同事業の利益に一樣に均霑するを得ればなり獨逸の穀倉に於ては組合員の多くは其生産は必ず穀倉に出荷することを約し穀倉は又肥料を大量に購入して是等組合員に分つる法を採る者頗る多し而して普魯西の如きは西曆千八百九十六年六月三日の法律を以て穀倉建設の爲め約五十萬圓を補給するに至れり獨逸人は穀倉の主たる利益を左の四點に歸するが如し

一 穀倉に積入れたる穀物は之を精選し分類し若くは混交し外見の好き者と味の好き者を適宜に混淆するが如し價格を増加するの利あり

二 收穫時期に賣崩を爲すの必要なく需要に應じ漸次に賣却し以て價格を保つるの便あり

三 積入れたる穀物に對し資金を貸與するを以て農業者の金融を得るの便あり

四 穀倉を経て穀物を賣却するを得るを以て中間商人の利得の爲に穀價を高くするの不利なく且つ運送費を節約するの便あり

是れ吾人の意を得たる者と云ふべし而して國家の補給は國債を以て之を辨じ倉庫より漸次之を辨償せしむるの方法なるが故に之が爲め國民の負擔を重うする要なく穀倉は其目的を達し西曆千八百九十七年六月更に約百萬圓を補給すべきを決定せり而して普魯西政府は官廳の爲めに要する穀物殊に軍隊に供給すべき穀物殊草藁等は直接に生産者より購入するの方針を採り大に倉庫の發達を奨勵せり

ザキソン王國も亦大に穀倉組合を獎勵し西曆千八百九十六年十月二日ハレー倉庫組合に十八萬圓を貸付け其發達を促せり該組合の定款に據れば組合員の收穫に係る穀物は之を共同に集積し共同に販賣するを目的と爲し組合は國內に住居を有し農業を営み又は營みたる者を以て之を組織し隣州に於ける農業組合員を之に加ふることもあり而して一口の出資は二圓五十錢にして組合員の一口に對し負擔する保證義務は之を五十圓と定め一人出資の口數は二十箇以上百箇以下と爲し尙所有地十ヘクタール(一ヘクタールは一町二十四歩強)毎に出資一口を引受る義務あるものとし配當は三分半を超ゆるを得ずと規定す而して組合の業務は左の二點にあり

一 穀物は單に乾燥精選の爲め之を倉庫に送付し其賣却は各員自ら之を行ひ又は一定の價格以内にて其販賣を委託す

二 穀物の見本を倉庫に送付し等級及價格の評定を請ひ現品を納付して倉庫に其販賣を委託す又は組合員の請求に依り穀物が賣却に到るまで之を質とし倉庫より金融を爲すこと

等是なり該組合は西曆千八百九十七年の秋期に於て其業を創めしに同年十月の終に於て既に二十六萬六千圓の賣却を爲し穀商に賣却するに比し一噸につき一圓乃至三圓高にて賣却するの好果を收めたり而して同年の終までに組合員は二百九十一人となり出資口數は三千八百九十九箇となり爾來非常の盛況を呈せり

右の外ザキソン王國に於ては農業に關する購賣販賣組合あり其有名なる者の一はロウパウの購賣販賣組合なりとす該組合は總ての農産物殊に穀物の販賣及農業者に必要なる物品の購買を以て目的と爲し組合員の耕作する土地の二ヘクタールに付二圓五十錢を以て出資

の割合と爲し出資一口に對する保證責任額は二十五圓までとす而して組合員は其販賣せんと欲する穀物の百分の八十は之を組合倉庫に寄託するの義務ある者とす而して販賣は左の三方法に據る

- 一 組合倉庫に販賣する事
- 二 藏敷を支拂ひ倉庫に穀物を寄託し置き好機を見て之を賣却する事
- 三 倉庫の媒介に依り直接に消費者に販賣する事

是れ皆農業者の利益を保護し中間商賣壟斷の弊を絶ち延いて消費者の利益となるものにして大に吾人の意を得たるものと云ふべし今其の定款の要旨を示せば左の如し

- 一 農業者の爲め其需要品を精選し最も廉價にて供給する事
- 二 組合員の寄託品は成るべく高價に之を賣却する事

組合の理事は受渡の時日場所を定め授受を執行す検査の品質劣等又は量目欠欠ある者は提供者より之を賠償せしむ販路は第一に其場所附近の軍隊を目的と爲し組合員には如何なる農産物が最も需要多きを絶えず注意す

販賣は現金拂を以て原則とし掛賣を許さず組合の費用は販賣代價より之を支辨し其餘は寄託者へ交附す

穀物寄託者へは總會の決議に依り寄託物の見積代價の三分の二以内を融通することを得寄託者若し貸付組合と關係ある者なるときは倉庫は先づ此組合に貸付し組合より當人に轉貸す

又ノイビードに於けるライフアイゼン式の穀物販賣組合の模範定款は左の如し

- 一 組合員は其收穫したる穀物を共同販賣し其相場の關係を利用

二 穀物寄託者には其需要に依り見積代價の幾分を貸付することを得
 三 穀物の種類を一定地域に依るし販賣を便にする爲め種穀の販賣を爲す事
 四 總會の決議に依り穀物以外の産物を取扱ことを得
 而して組合員は其組合地域内に收穫したる穀物及組合の取扱ふ農産物は之を組合に送付するの義務を有す此組合は金錢の取引に於ては州組合と聯絡し及組合を經て獨逸國農業聯合大會と聯絡す而して組合の純益は其一部を準備金の積立及負債の償却に宛て其餘は組合員に其取引高に應じて割賦す又模範營業規定は左の如し
 一 寄託穀物は之を組合にて購入し又は寄託者の所有として之を

保存す
 二 寄託穀物は之を精選器に掛け品質に依り之を分類し量目を秤定して倉庫假證書を寄託者に交付す
 三 精選器に依り排斥せられたる穀物は之を送致者に返付す
 四 精選器の穀物中より見本として若干を採集し鐘中に封鎖し番號を付して保存し一定の期日に於て理事又はライファイゼン社代表者立會の上其品等を査定し等級は三級あり之を倉庫の預證書に記入して穀物寄託者に交付す
 五 品等定まりたるときは組合にて之を購買し其代價を支拂ひ又は寄託者の望に依り穀物を保存するときは其代價の三分の二は之を貸付することを得但利子は普通金貸業の率より百分の一の四分の一多きを原則とす

六 寄託品を組合の所有に移すの時期は寄託者の随意たるべし但し事業年度を越るを得ず

七 組合員は收穫の全部を倉庫へ納付するの義務を有し組合の承諾なしに之に他組合の外なりに賣却することを得ず之に反する者は一セントネル十三貫七百二十一匁餘に二十五錢の科料に處せられ情重き者は除名せらる

八 雜費支辨の爲め寄託者は一セントネル毎に五厘を拂込むべし

九 ライフアイゼン社は組合に代り一切の倉庫事務を處理し其費用を受け年度末に於て清算を爲す

ボメラニヤ州に於ても穀倉は頻りに設立せられステツチンに中央倉庫を設け各地の小倉と連絡を爲し系統的組織を以て進行しつゝありウオルム穀物販賣組合は西曆千八百九十五年に設立せられ有限責

任組合にて各組合員の出資額は之を五十圓とし保證責任額は二百五十圓までとす而して組合員の寄託穀物は品質により之を第一第二第三の等級に分ち検査上不合格品は之を返戻するを通例とす然れども時として寄託者の責任にて別口に之を貯積することあり減量補填及諸費用の爲め寄託穀物百キロに付さ一キロ二百六十六匁餘又は賣却代價の百分の一を徴收す而して組合員は見積り代價の三分の二又は四分の三を倉庫より借用することを得利子は時々倉庫の定むる所に依るものとす此組合は共同貯積共同販賣及組合員に對する資金の融通其他軍隊に穀物を供給するを以て主業とす組合員は其收穫物の幾分は必ず倉庫を経て販賣し又は倉庫へ賣渡すの義務を有す然るに此組合は不幸にして失敗に終れり其理由は自ら倉庫を有せずウオルム市の倉庫を借用し組合員は農商より成立し其間利害衝突せるに由る

此類の組合は必ず利害を一にする農業者に限り自己の倉庫を有すべ
きは論を俟たず

獨逸に於ける農業獎勵に關する諸機關の發達斯の如し進んで西曆
千八百九十七年ノイビードに於て獨逸中央生産及び販賣組合設立せ
られて總ての生産及び販賣組合例へば葡萄組合牛乳組合及び家畜組
合の如きも之に加入することを得べく又一個人たる農業者及び農業
關係の會社も加入することを得るものとせり元來販賣組合の多數は
有限責任なるが故にノイビードに於ける産業組合中央金庫の定款に
依るときは之と信用取引を開始するを得ずライフアイゼン式の組合
は各個の組合も聯合組合も悉く無限責任なり従つて従前販賣組合は
金融上にて不便を受けたりしも此の中央組合の設立に依り其媒介を
以て該倉庫に對し取引を開始することを得ることゝなれり中央組合

は其活動を獨逸全國に及ぼし各地に支部を置き同一の事業を行はし
む組合の目的は生産物を最高價に販賣するにあり此の目的の爲に組
合員の販賣する生産の種類及び供給時期を報告せしめ之を中央に蒐
集して其購買者を搜索す組合員は各出資一口五十圓に對し千圓の保
證責任を負擔する義務あり出資一口の金額は五十圓にして其金額を
拂込むべきものとす一組合員の出資口數は五百口を最高限度と爲す
是れ獨逸人民が農業獎勵の爲め計畫する所にして採つて以て餘師
とするに足れり今や我國大戰の後を享け新規發展の機運に向ひ國富
の發達を要する甚だ急なり而して其之を求むる尙ほ農業に待つ者多
し前記の事例江湖參考の一助となるを得ば幸甚太し

其三 埃 太 利

埃國に於ける穀倉組合の濫賜は眞に近時にあり而して獨逸に於ける如く産業組合は既存の農業團體の企畫成立する所たり西曆千九百一年に於ては生産物販賣組合三十一個ありて中央團體に結合せらるる是等の産業組合及穀倉には國庫或は地方の補助金下附せられ或は無利息の資金を貸與せらるる是等事業の目的は無論農業者の地位を改良するにあり獨逸兩國に於て主眼とする所は特に中小の農民の利益を計るに在り而して穀倉組合の設立に依り農業者は既に地方市場に良好の地位を占め穀質改良の結果消費者より多額の代價を要求し得るに至れり左に掲ぐる所はクレメンタル氏が調査列擧したる實例の一なり

或農夫は小麦及豌豆一割二分合計七二四本一本は十三貫五百四十七匁三分をハナンの穀倉に送れり其穀物は外觀甚だ粗末にして商人

は一本十三貫六百十九匁餘に付六志の値を付けたりしが穀倉に於て之を三回精選機にかけたる結果實に左の如き改良を見たり

小麦	六二〇本	八三替	二五五、一五
豌豆	八四	五〇替	三一、一〇
粉穀(養鶏用)	一二	三〇替	三〇〇
塵	六	合計	二九〇、五〇
右より一切費用を減じ純收入			一五九、六

なりとす若し之を直ちに商人に賣却したりしならば僅かに二一七磅四志を得るに過ぎざりしに組合事業の爲め實に差引五十七磅十一志六片を利するに至れり以て其利益の一斑を窺ふに足れり

第六款 地券制度の恢復

第一目 地券なきに依り農業信用の取扱
不便にして且つ徒費を要す

農業信用の發達に關しては有力なる特典を要し併せて諸般の機關を完ふするの必要あるは既記の如し今や前記下級機關及び農業倉庫の外大體に於て法度略備はると雖も現制の下に於ては農業貸付には適當の目的物に對し登記を要し其契約には公正證書を要する等時間と費用とを要すること頗る多し蓋し現行制度の下に於ては勸業銀行農工銀行の貸付に前記の手續を要するは已むを得ざるものありと雖も夫れ特別の事項には特別の規定を要す焉と萬篇一律事物の素質と

場合の如何とを顧みず普通一般尋常の法則にのみ是れ依るを要せんや今退いて其所以特別規定の如何を惟るに徒に新規の妙案奇計を求むるよりは寧ろ吾人の知悉する所の地券法を復するに在り即ち從來の地券法を恢復し土地の抵當貸の場合に於ては登記及公正證書の使用を要せず單に債權者に地券を引渡すを以て低當權設定の効力を生ずるものとせば繁を避けて簡に就き而かも其効力と確實との點に至りては彼是選ぶ所なきに至らん而して登記機關も之が爲に其手數を免るゝを得ん豈に一舉兩全の策に非ずや

第二目 我國古代の先例

抑々地券使用の事は我國の古例にして維新中興の初年始めて之を用ひたるに非ざるなり謹んで古史を按ずるに延喜二年春三月勅して

曰く自今後(云々中略)百姓以田宅賣與權貴者、不論蔭贖決杖六十、但承前傳爲莊家券契分明無妨國務者不在此限、由是觀之地券の制は上古に於て既に之あり其估券今日に存し尙ほ好古家の秘藏する所と爲ると聞く、曩に明治中興の業成り百般の政治未だ全く其緒に就かず封建の制に廢せらるるに當り當時の政府は既に國土の整理に着手し明治五年二月第二十五號布告を以て地券渡方規則なる者を發布し同七月大藏省第八十三號を以て地券渡方手續を定め以て地券を發行し當時上下頗る之を便とせり然るに明年二十二年に至り法律第十三號を以て地券を廢止し地租は土地臺帳登記の地價に依り其記名者より之を徵收すと規定し尋いで同年勅令第三十九號を以て土地臺帳規則を定め地券は地所持主たるの確證たるの特質を失へり爾來我國の法律大に改まり民法競賣法登記法公證規則等の發布ありて諸般の權利確

乎動かす可らざるの基礎を得抵當權の設定貸借契約の履行等最大漏らす所なく法律の保護する所と爲り其確實の點に至りては殆ど間然する所なき域に進めり然りと雖も隨を得て蜀を望むは人情の常にし現行法の權利行爲保護の上に更に一便宜法を樹立せんこと冀望の至りに堪へざるなり地券制度の恢復夫れ或は此望みを達するに近からん乎夫れ地券法は我國の古制にして明治初年先輩の士之を利用せしこと既記の如し

第三目 外國の例

又之を外國の例に徴するに西曆千八百六十一年濠洲に於て發布したる不動産法一名トレンヌ法なる者ありて我國地券法に酷似す西人之を評して該法は不動産を確實にすると同時に其移轉を安全ならし

め其變更を容易且つ敏活ならしめ大に經濟上の利便ありと蓋し至評
と云ふべし今該法を繕き其内容を見るに該法の保護を受くることを
得べき財産所有者の資格地券發行に對する抗告地券發行及登録登記
所の職務権限不動産の移轉抵當權の設定等細大規定して漏らさず大
に參考すべきものあり故に該法は大に諸國の倣ふ所と爲り英國は西
曆千八百八十八年西國は同千八百九十年類似の法案を議會に提出せ
り然れども不幸にして決議に至らずして止め然るにフリーッピン
は西曆千八百八十八年チューニスは同千八百八十五年以來同様の方
法を施行す其他アルチリー、シンガポール等にも其例あり其便利なる
知るべき耳

第四目 地券の效力

以上論述する所のものを以て之れを見れば地券の便利なる論を俟
たず而して内外其例を同じうす亦奇と云ふべし方今我國大體の經濟
上農業信用の發達頗る其急を告ぐるものあり國家之を慮り既に勸業
銀行、農工銀行法を發布し其業務を監督し着々其歩を進む固より吾人
の多とする所なり今一步を進めて前記の下級機關及穀倉の發達を促
し更に進んで地券再興の方法を講ぜば其農業信用發達に功ある哉疑
を容れず豈力めざる可けん哉而して前記トレンス法は條項完備世の
賞賛する所なり他年參考の資と爲すの要なしとせず請ふ其内容を左
に掲出せん

トレンス法の内容

一 登記部長の職務及権限

イ 本法に規定したる方式の執行は之を登記部長に委任す

ロ 登記部長の任命及代理

ハ 宣誓の件

ニ 登記部長より發したる書類にして登記部長は之を手記し又は其

任命によりて記載せられ之に官印を押捺し且登記部長自ら署名し

又は其代理人の署名あるものは反證あるまで證據として之を受理

し且之を公正と推定す

ホ 官印の件

ヘ 登記部長は總督の認可を経て本法附録の方式を変更することを

得

ト 本法の規定を回避せしが爲め登記部長の印章を偽造し又は登記

部長の發したる方式を詐欺を以て變造したる者に對する刑罰

チ 登記部長は左の職權を行ふを得

甲 登記部長は不動産をして本法の支配を受けしむる爲め出頭す

る所有者又は其他の人に對し又は本法の支配を受くる不動産に

關し抵當權負擔を設定し又は滌除を行はんと欲する者に對し其

不動産に關する遺贈書其他の證書の提出を求むることを得

乙 登記部長は所有者及抵當債權者を證人として召喚し且之をし

て不動産に關し本法の爲めに採用すべき證書を提出し又は陳述

を爲すことを請求することを得其請求に應ぜざる場合に於ては

百リ以下の罰金に處す又請求に應ぜざる場合に於て登記

部長が其陳述及證書を以て重要と認むるときは登記部長は其申

請に係る登記手續を拒むことを得べし

丙 登記部長は其訊問する人に對し宣誓を求め又は陳述の真正な

ることを記載したる書面を提出せしむることを得

丁 登記部長は重要と認むる證券を検したる上、證券検査官と協議し、権限證明書又は臺帳の錯誤を訂正し、其の脱漏を追補することを得。改竄に係る文字を抹消し又は読み難くせざるやを注意し、且訂正又は追補を爲したる年月日を記入すべし。此の如く訂正追補せられたる権原證明書及臺帳は、錯誤又は脱漏なきときと同一の効力を有し、且其効果を生ずるものとす。但訂正又は追補を爲す前に登録せらるべき證券に對して効力を及ぼすことなし。

戊 登記部長は王室又は失踪者又は無能力者の名義を以て王室又は無能力者に屬すと推定したる不動産に關する所有權の移轉又は契約を停止することを得。登記部長は又濫りに隣接地の境界を定め之が爲め第三者の權利侵害せらるゝと認むるときは之を停

止することを得

リ 本法の支配を受くる所有權に關し、必要なる審問中、登記部長を補佐すべき證券検査官を任命することを得

ヌ 證券検査官は法律家にして、且該權限に關する事件に對し、毫も直接又は間接の利害關係を有せざる者たるを要す

ル 登記部長及證券検査官は本法施行上發生する疑問に關し、裁判所の意見を徴することを得

二 當然本法の支配を受くる不動産

本法施行の當時、皇室より未だ拂ひ下げざる殖民地の土地は、其の未開地たると公用地たるを問はず、後日完全なる所有權を讓與せらるるときは、本法の支配を受くるものとす

三 不動産をして本法の支配を受けしむるに付必

イ

要なる資格を有する者及其理由すべき手續

本法施行前王室より完全なる所有権を譲與せられたる土地は其の拂下の一部たると全部たるとを問はず總べて左の手續を履行し本法の保護を受けることを得申請書は之れを登記部長に提出すべく該申請書は左記のものより發するにあらざれば受理することを

得ず
土地の完全なる所有権を取得したることを主張する者然れども管財人にして本法の支配を受けしめんと欲する不動産を賣却するに付明示の権限を有せざる時は最初其土地の所有権を相續したる者の承認書の申請書に添附することを要す
不動産の収益権を有することを主張する者但婦は夫の承認を経べし

未成年者なるときは父若し父なきときは母又は後見人

白痴又は無能力者なるときは親族會議又は後見人

但不動産の不可分所有権を有する一部の者の申請に係るときは

他の共有者が該所有権全部をして本法の支配を受けしむることを承認するにあらざれば登記部長は之を受理すべからず又不動産上に

抵當權を設定したる者は抵當債權者の承諾を得るにあらざれば

本法の適用を求むることを得ず抵當債權者は其證書上抵當物體を賣却する權能あることを記載するに非ざれば本法の適用を求むる

ことを得ず又敗訴言渡の目的となりたる不動産の所有者は對手たる勝訴者の承諾を経て出願することを要す

申請人は其申請書に於て其不動産に關する自己の所有權又は其他權利の種類及普通法上又は正義上直に又は將來に於て他人に歸

屬すべき物權の種類を記載し又不動産には豫贈資産に供したるや否占有せられたるや否若し占有せられたるときは占有者の氏名身分占有の権限並に若し知得するときは隣接地の占有者及所有者の氏名住所を記載すべし申請人は又前示記載事項の真正を證する旨を附記し且不動産に關する申請人の権限を構成又は變更する書類にして自ら所有し又其権内に在るもの並に地圖又は圖案を登記部長に提出することを要す申請人は又下記二個の書類を申請書に添付すべし第一自己権限の真正を證明する要領書受領書に於ては権限を變更する一切の書類を説明し成るべく此等書類の爲め不動産に關し權利を有する人の氏名住所を記載すべし第二不動産に關し申請人の権内に在る書類のみなることを言明する書類此場合に於て不動産に關し權利を有する者は申請人のみなるときは之に署名

すべし
ハ 登記部長が申請書を受理したるときは之を證書検査官に廻附すべし若し申請人が出願の目的たる不動産の直接最先拂下者にして其買證書抵當證書又は其他申請人の権限を生ずべき性質の行爲が毫も登記しあらざるときは登記部長は左に掲ぐる文例に依り權原證明書を利害關係人に交付し以て其不動産をして本法の支配を受けしむべし
ニ 證書検査官に於て不動産が現實に申請人の所有に屬し且つ抵當又は物權を設定せず又は抵當債權者又は其他關係人に於て申請書に署名したることを認むるときは登記部長は該申請書を官報に一回及び殖民地新聞中少くも一新聞紙上に三回公告せしむべし登記部長は一箇月以上一箇年以下の期限を定め其期間内に於て故障の

ホ 消滅せざる抵當又は其他の負擔の存在したるときは申請書に連署せざる不動産上關係人(賃借人以外)の存在するとき又は申請人の提出したる所有權證明にして不備又は違法なるときは證書検査官は直に申請書を却下することを得又は之を殖民地の官報倫敦ガゼット並に濠洲他殖民地の各官報上に數回公告することを得其期限は登記部長之を定む登記部長は最初公告の月より二箇月以上二箇年以下の期間を定め此期間内に故障の申立なきは期間經過後其不動産をして本法の支配を受けしむ

ヘ 登記部長は職權又は申請人の請求に依り申請人の費用を以て申請書に表示したる各人に對し申請に關する通知を發することを得

ト 登記部長は此等の通則の證據を其登記所に保存すべし利害關係人が通知を受けたる證據又は申請を知得したる證據は本法の保護を受くる者の爲め必要の時期に於て通知に接したる者の起訴すべき取戻又は賠償の訴權を無効ならしむる効力を有す

イ 登記部長は裁判所より訓示する方法に従ひ申請の目的を公示し且登記所内人目に觸るゝ場所並に適當と認むる場所に於て附屬地圖又は圖案と共に公告文の謄本一冊を備置くべし登記部長は又權原調査上利害關係ありと認むる者に對し特に意見を徴し一定期間内に故障の申出なきときは權原證明書を下附すべし

四 權原證明書下附に對する故障

イ 不動産に關し利害を有すと主張する者は法定期間内に自身又は代理を以て登記部長に對し故障を提起することを得故障申立人は

（第二號方式に依り）登記部長に對し不動産を本法の支配に屬せしめざることを求むべし故障申立書には主張する權限の種類を明示し且故障の基礎たる權原證明書の謄本及第十七條に規定したる如く申立事項の眞正なることを附記すべし

ロ 登記部長が法定期間内に提出したる故障を受理したるときは之を申請人に通知し且故障の除却又は管轄裁判所の決定あるまで一切の手續を停止す

ハ 登記部長に對し故障の申立を爲したる日より三箇月内に故障の申立人に於て所轄裁判所に對し故障理由書を提出して其主張する物權に關する權原を證明せざるるとき又は裁判所より登記部長に對する申請却下の命令書を登記所に提出せざる時は故障は消滅するものとす

ニ 故障申立人の請求する所單に一定の期限に至らざれば實行することを得ざる權利又は反證あるにあらざれば實行することを得ざる權利に關するときは又は故障申立人の理由とする所單に前賣主又は前取得人の能力に關し適法の證據缺欠に在るときは登記部長は故障を棄却す可し

ホ 登記部長又は證書検査官が申請を却下したるときは申請人は却下理由書を請求することを得又登記部長の喚問を裁判所に請求することを得裁判所は登記部長に審問したる後不動産を本法の支配に屬するの許否を決す其許可の場合には本法に従ひ故障申立期間を定む

ヘ 取調のため召喚を受けたる者は申請人の權原の効力に關し争訟すことを得其訴訟費用は總て申請人の負擔とす

ト 申請人は権原證明書下附前に其申請を取下ぐることを得登記部長は署名ある取下願書一覽の上提出に係る書類を總て申請人に還附す可し

五 権原證明書の下附

イ 登記部長が権原證明書を下附したるときは申請書に添付したる書類に印紙を貼用し捺印し之を保存すべし但該書類が同時に他の所有權に關係あるときは該書類を所有者に還附する前に書類中本法の支配を受くべき不動産に關する部分の欄外に其の旨を記入すべし

ロ 申請中申請人又は其他代理人が権原證明書の下附を受けるに先だち死亡したる場合に於ては死亡したる申請人又は代理人の名義を以て該證明書を下附し利害關係人の死亡に先だち権原證明書を下

附したるものと見做して不動産移轉の効力を生ずるものとす登記部長は臺帳を備置き之に拂下證書及権原證明書の副本を挿入し且各不動産に關する證明書の條款を附記すべし此一不動産毎に一項を設くべし

ハ 権原證明書は第三號方式に依る正本二通調製すべし登記部長は將來不動産に關し登記を申請するか又は之を聞知する抵當權負擔貸地代其他の物權を之に記入し順位を示すべし

未成年者又は無能力者は権原證明書を下附する時は未成年者の年齢又は無能力の原因を證明書に記入すべし

正本の一は之を臺帳に挿入し他の一は之を關係人に下附すべし登記部長が適法に署名捺印したる権原證明書は其記載事項及其登記に關し法廷の信用を有し之に指定せられたる者は之に記載した

る權利を實際に享用する證據となるべし權原證明書の下附申請書記載事項の不備又は違法又は申請書に添附したる書式の違法を理由として權原證明書を否認し又は之を無効とすることを得ず

六 證明を臺帳に登記する事

イ 不動産の拂下證書及び權原證明書にして登記部長より其臺帳中に於て占領すべき巻次及枚數の記入を受くるときは本法の支配を受けんが爲め登記したるものと推定すべし

右の如く登記したる不動産の讓與證書其他負擔を記載したる證書にして文言上拂下證書又は權原證明書に記載したる枚數を以て臺帳に記入せられたることを證するときは亦登記したるものと推定すべし

右文面に於ては證書作成の日時を指定し登記部長の署名を受くべし

し斯の如く登記したる證書中に指示しある人は利害關係人として臺帳上同一資格を以て記入せられたるものと推定す

本法に定むる書式の一に從ひ取交ぜたる證書にして臺帳に記入せらるゝときは該臺帳に編入せられ其一部を爲すものと推定す此編入の事項に依り署名者間に於て證書に官印を押捺して送附せられたると同一の義務を發生す

登記の爲め提出する證書は原本二通を作成すべし其一是登記部長に於て之を其記録課に收め他の一は之を關係人に返付す

七 所有者及共有者に對する權原證明書の下附

イ 用益者又は所有權の支分權を構成する其他の物權を有する者に對して其權原證明書を交付する時は所有者の資格を以て收稅臺帳に其記入を求むることを得此請求は手續第二に規定せる權原證明

書交附の請求と同一の形式を以て之を行ひ登記部長は権原證明書の裏面に日時を指示と共に所有権者が其資格を以て收税臺帳に其記入したる旨を記入すべし保險基金に對する拂込の外其費用は権原證明書の交附に對する場合に同じ(次項課税參照)

右の如く登記せられたる所有者又は其承繼人は本法規定の方式に従ひ其登記せしめたる物權を抵當質入し又は其他の負擔を設定することを得此條件を以て所有者が爲したる權利の移轉抵當契約等は本法の利益を享くべき不動産に關する類似の契約と同一なる登記の手續に従ふ

ハ 用益權又は其他所有權の支分權が消滅に歸し若しくは混同に由りて同一人に對して所有權と併合したる時は登記部長は權利移轉の結果たる権原證明書の無効に關し以下に規定する規則に従ひ用

益者に交付せる権原證明書を取消し而して完全なる所有者に對して其權原の新證明を交付することを得然れども登記部長は其不動産をして本法の利益を享くことを得せしめんが爲めに成規の手續に従ひ且保險基金の拂込と共に同一の費用を以て所有者の権原證明書を交付することを得

ニ 権原證明書の交付せられたる終身物權が消滅したる時は其權利の歸着者が該不動産上に行使すべき權利を本法の規定に従はしむべき手續を爲さざる間は其物權の存する不動産を適法に讓與し又は負擔を課することを得ず

用益者又は使用者が承認を爲し而して本法の定むる方式に従ひ其登記を爲したる貸借抵當及其他の負擔は右用役者又は使用者の死亡の爲め毫も障害を受くるものに非ず

ホ 不動産又は物權の共有者として收税臺帳に登録せられたる二名又は多數の者は生存者の權利と共に互に共有者と推定せられ其不可分の事情を指示せる各別の權原證明書を受領するものとす

八 課税

皇室の直接特許若しくは所有者の請求に由り不動産が始めて本法の制度の下に置かれたるとき又は遺囑又は無遺囑に由り既に登記せられたる不動産の移轉の場合に於ては附録第十四號に由りて其租税を納付することを要す
租税は其不動産に對する皇室の直接特許の場合には不動産價格に由り其他の場合に於ては權原證明書交付請求者若しくは其相續人が宣誓を爲し又は合式に陳述したる價格に由りて之を算定す
然れども登記部長が右陳述の正確に付疑を懐くときは不動産價格

の證明として採用せらるべき鑑定人の證明を求むることを得

九 保險基金

右の如く徴收したる税金は之を殖民地出納官に交付し保險基金を作成せんが爲めに之より生ずる利子と共に之を殖民地政廳の各金庫に納入す
右基金は不動産が本法規定の適用を受けたるが爲め又は權原證明書の交付若しくは本法規定の適用を得たる者に對する回收行使の障礙を爲すべき證明の記入の爲め所有權又は物權を喪失せんとする者に對し裁判上認知せられたる債權の支辨に充つ
保險金不足の場合に於ては右賠償金は殖民地の總基金を以て之を支辨す後見人管財人又は其他無能力者に對して之と同一の任務を有する者の瀆職又は懈怠に基因せる損失の爲め保險基金に對し賠

償を要求することを得ず

十 證書登記の法律上の効果

イ 本法の規定に従ふべき不動産を目的とせる所有権の移轉抵當權の設定證書は本法に由り登記を爲したる後にあらざれば其效力を生ぜず

然れども證書登記の一事項の爲め其證書が構成する一切の權利は證書面に明示せられ又は法文に由り默示の結果と見做さるべき條件及體様を以て關係者に對して之が移轉を爲すものとす

同一の不動産を移轉し又は之に對して負擔を設定するの目的を以て同一所有者が作製せる一個の證書が同時に登記部に呈出せられたる時は登記部長は右二個の證書中出願人が特許證書原本又は權原證明書を提出したる分に對して登記及裏書を爲すことを要す

ロ 他人が不動産上に有する權利の性質及原因の如何を問はず該不動産は詐欺の場合を除き登記を経たる所有權者に對して臺帳記載の結果たる負擔權利及地役に非れば之に負擔せず但他の所有者が本法に従ひ登記したる日附先の權原證明書若しくは特許に由り同一の不動産を要求するときは此限にあらざ

ハ 臺帳に證書の記載を爲す時は登記部長は權原證明書の副本に右記載の事を記入すべし但し登録長官が其提出を要せずと認めたる

ときは此限にあらざ

登記部長は該證書登記の日時を前示證書の裏面に記入することを要す登記部長の署名及捺印せる右記入は其内容及其證書の登記

ニ 付法廷に於ける證據力を有す
 不動産が本法規定の下に置かれたる後は如何なる特許者又は抵
 當債権者と雖も権原證明書より以前の日付を有せる所有の署名あ
 る契約書又は義務書を提出することを得ず但右證書が不動産に對
 する負擔として臺帳又は權原證明書に記載せられたるものは此限
 にあらず
 然れども第九號規定は高等裁判所判事の命に依りて認可せられ
 たる書類の提出を妨げず
 ホ 本法規定の下に不動産を置きたるか爲め未必的復歸權を消滅す
 る者にあらず而して權原證明書に其權利者として指定せられたる
 者は其復歸すべき所有權の總支分權に付其全範圍に於て其權利を
 行使することを得

十一 所有權の移轉
 イ 本法規定の下に置かるべき不動産を賣買せんと欲する時は賣主
 は第四號方式に由り證人の證明を経且權原證明書に右賣渡不動産
 の記入を爲す所有權移轉の證書を製すべし此記録には右不動産
 上移轉に關する權利負擔及抵當を明記すべし其賃貸に附したる場
 合には賃借人の指定及賃貸借契約書を記載することを要す
 ロ 移轉證書が權原證明書に包含せる不動産の全部又は一部分に付
 完全なる所有權の移轉を目的とする時は賣主は右權原證明書に之
 を添付するを要す登記部長は該證明書記載不動産の全部又は一部
 分の移轉たるを否とに從ひ取消の記載事項中に其移轉の状況を記
 入し以て該證明書より其全部又は一部分取消を爲すことを要す
 ハ 登記部長は登記を受けたる取得者又は其他の譲受人に對して移

轉證書の記載せる不動産の全部又は一部分に關する新權原證明書に交附することを要す此新權原證明書は最初の特許者又は移轉證書に關するものとす

登記部長は全部又は一部分抹消に係れる權原證明書を取上げ所有權者に對して賣渡しなき部分の新證明書を下附し該部分に係る全部又は一部分の取得者に對して其新證明書を交付するものとす

本法の規定を受くべき不動産上に本法制度の下に置かれたる不動産の爲に地役又は不動産年金以外の無體權利を設定したるときは登記部長は其臺帳に之が設定證明書を登録することを要す

ニ

本法規定の下に置かれたる不動産を賃貸に附せんとし又は復歸權を留保して畢生間又は三年以上之を拋棄するときは其所有者は

十二 賃貸借

イ

本法規定の下に置かれたる不動産を賃貸に附せんとし又は復歸權を留保して畢生間又は三年以上之を拋棄するときは其所有者は

證人の證明を経且權原證明書の指示に基き第五號方式に由り賃貸借契約書を作製することを要す
抵當又は負擔設定契約書登記後作製したる賃貸借契約書は其登記以前に於て抵當債權者又は質取債權者の承諾を経るにあらざれば之に對抗することを得ず

ロ

賃借人は賃貸借契約書又は分離せる約束書中に完全なる所有權を買収するの權利を留保することを得此場合に於て取得の價額該權利を行使すべき時期其他契約の必要條件は賃貸借契約書に記載せらるゝことを要す賃借人が取得の契約を履行するときは賃貸は移轉證書を作製し且所有權の移轉に必要な方式を充たすことを要す

ハ

本法の規定に従ひ登記せらるべき性質の賃貸借契約が當然以外

の解除の場合に於ては其日附の貸借者の署名の證人の證書と共に解除の文字を其裏面に記入することを要す登記部長は其臺帳に解除の記入をなし貸借契約書の裏面に記入に由りて該解除が臺帳に記入せられたることを示すべし此時期以後貸借人に譲與せられたる権利は貸借者又は貸借契約が其行使を停止したる権利を有する者に復歸す

解除の記入ある貸借契約書の提出を以て該契約解除の證明をなす者とす

ニ 無資力決定書に由りて證明せられたる貸借人無資力の爲め貸借契約解除の場合に於ては臺帳及契約書の裏面に之が記入を爲すことを要す

十三 抵當

イ 本法の規定に服従すべき不動産には物權を抵當に附するときは債務者は第六號方式に由り抵當債務書を作製し年金又は借地料の擔保の爲め不動産を質入するときは第七號方式に由り質入證書を作製するものとす

抵當債務書又は質入證書は抵當又は其の負擔を設定せられたる不動産若しくは物權の精確なる記入を爲し且權原證明書包含事項を記入し證人の證明を経ることを要す

抵當債務書及質入證書は登記部に對する提出の順序に由りて登記せられ其完成の日附に從はず主として登記の日附に從ひ其順位を定む

ロ 不動産の負擔に由りて擔保せられたる年金又は抵當債權に關する原本又は利子の全部若しくは一部分が一箇月間支拂はざる場合に

餘利あるときは之を抵當債權債務者又は質入債務者に交附すること
 其とを要す

ハ 賣却の訴追債權者に由りて作製せられたる所有權移轉證書は賣却の不動産又は動産を其取得者に移轉するの效力を生じ原簿登記すべき一切の抵當を負擔することなし

ニ 移轉證書が完全なる所有權の移轉を目的とするときは其取得者に對して權原證書を交付することを要す

毎週又定期支拂金額は第六號又は第七號方式に由り其支拂の條件及方法を示したる文面を變更して抵當の擔保を受くることを得此場合に於て其支拂なきときは債務者は抵當物權の賣却を訴追するの期間を伸縮することを得然れども此變更の外債權者の權利債務者の義務は第二の場合に同じ

於ては契約書に記載せる明示又は默示條件の不履行に於ける場合に同じく抵當債權者又は質取債權者は債務者に對し殖民地内に知られたる最後の住所に於て履行催告書を發したるの後一箇月を経て其効果なきときは自己の立會を以て抵當不動産又は債權擔保の總物價を競賣又は協議上の賣却に附すると得抵當債權者又は質取債權者は該不動産を買受け且轉賣するを得るも之に由りて生ずる損失に付責任を負はず抵當債權者又は質取債權者は不動産の賣却を爲すが爲め有効に必要なる一切の行爲を爲すことを得又買受人に對して代理支拂の領收書を交付する事を得但買受人は自己が辨済したる代價の滅失又は轉用其他必要なる通知書を發せずして賣却を爲したる場合に於て其賣却の違法に付其責に任せず

賣却の代價より先づ賣却の費用次に訴債權者の債權額を控除し

ホ 原本又は年金支拂の擔保として抵當又は其他の負擔を設定する

ことを得此負擔の設定は所有權の移轉を爲すものにあらず然れ共

抵當債務者は債務の辨償なき場合に於て其債權擔保の不動産の占

有其果實收入の徴收又は賃借人に對する支拂停止の命令を發する

ことを得

又抵當債權者は債務不履行の場合に於て第二の規定に由り許與

せられたる賣却權能を行使するに先ち債務者に對する追奪の請求

を爲し且債務者が買戻の權能喪失の事を法廷に宣告せしむること

を得

ヘ 抵當債權者は債務者に對する對人訴權の外二十一日以上地代遲

滞の支拂擔保の爲め借地人に對して其催告書を發したるの後抵當

不動産の占有借地人動産の差押賣却を爲し且借地人が受取るべき

賣却代價中より元利其他費用の辨償を受くることを得然れとも差
押に際し所有者に對する負擔金額の分其他辨償の強制を受くるこ
となし

ト 賃貸財産に對する抵當債權者にして其不動産及收入を占有せん
と欲する者は其占有前賃借人の負擔と同一の程度に於て賃貸者に
對して計算を爲すことを要す

十四 滌除

イ 登記部長は抵當又は其他の負擔設定證書が債權者の署名を經且
證人の證明せる免除を裏書したるものを差出したるときは場合に
從ひ全部又は一部分負擔の免除を臺帳に附記することを要す此附

記の結果は該不動産をして其負擔を全免せしむ
終身債權者の死亡又は年金權消滅時期の到來したる場合に於て

登記部長は其の遅滞期間なき旨を證明したる後右権利の免除を臺帳に記入し其の設定證書を無効となすことを要す前二號の場合に於て登記部長は債務及び其の免除を権原證明書に裏書することを要す

不動産の一部に關する負擔に付免除ありたるときは其全部に對して之を主張することを要す

抵當債權者又は其代表者不在の場合に於て債務者は殖民地金庫吏員に對して其遲滞に係れる辨償額を供託することを要す然して金庫吏員は領收書を徴して日時の記事を爲し以て其臺帳に負擔の免除を爲すことを要す

右免除は債務者が之を爲したると同一の效力を有す
登記部長は其提出ありたるときは其設定證書及権原證明書に之

が免除を記載することを要す右の如く金庫吏員に對する債務支拂の時は遅延利息の發生を停止す

十五 抵當權の移轉

イ 何人と雖も移轉證書の作製又は第八號方式に由り権原證明書に裏書を爲し抵當債權又は其他不動産の負擔に由り擔保せられたる權利を讓與することを得讓渡人に屬する權利及特權は移轉證書の登記に由りて讓受人に移轉するものとす

ロ 前條に規定せる讓與の結果訴訟の權利は全く讓受人に移轉す但讓受人が他人の代理人の資格を以て之を爲したる場合に於て裁判所は訴訟の結果取戻したる金額の供託を爲さしむるの權利を有す

十六 黙示の約款移轉

イ 本法の規定に従ひて爲せる契約中に權利の設定者又は讓渡人は

之が利益を享有する者の費用を以て本法の規定に従ひ其契約を有効ならしめんが爲め必要なる證書を作製すべしとの約款を黙示を以て包含したるものと見做す

ロ 本法規定の下に於て抵當債権を負担せる不動産の譲與に於ては譲受人は抵當設定に由り擔保せられたる年金及び利子を支拂ひ其他譲渡人をして抵當債権者に對し原本の請求に應じ且つ該債権者に對する義務に關して一切の責任を負はしむるの條件を包含す

ハ 抵當債務中に於ては債務者の負擔を以て左の條件を黙示に包含せるものと見做す

甲 債務者は一定の時期及び金額を以て且つ之が減少を爲すことなく其契約せる元利金額の辨償を爲すこと

乙 債務者は既設又は將さに築造せんとする建物に修繕を加へ良好

なる状態に於て之が保存を爲すこと債権者は其適當と認めたるとき其債務の消滅に至るまで現状検査の爲該不動産内に立入るを得ること

ニ 賃貸借契約中に於て賃借人の負擔を以て左の條件を包含するものと見做す

甲 賃貸借人は一定の時期に於て其借賃を支拂ひ課税及所有權の保持に關する附隨費用を負担すること

乙 賃貸借人は賃借物に修繕を爲し良好なる状態に於て其建物を保存すること

ホ 總ての場合に於て賃借人は左に掲ぐる權利を有す

甲 賃貸者は適當と認むるときは其賃貸建物検査の爲め自ら現場に臨檢し又は其代理者を派遣し而して賃借人に對し適當なる期間内

乙 執行すべき修繕の催告書を發すること
賃借人が六箇月の期間中修繕の義務を怠り又は該期間中賃借
契約の明示又は黙示條件を履行せず若くは修繕期間中其要求せら
れたる修繕義務不履行の場合に於て賃借者は其不動産の占有を爲
すこと

へ 前條に掲げたる場合に於て登記部長は所有者が適法に不動産を
占有したる證據の提出に基き其旨を臺帳に記入すべし此記入は賃
借人が其權利に基きて設定したる總ての權利を無効に歸せしむる
ものとす但賃借人が其契約の條件違反に由り負擔すべき所の責任
を免るゝことを得ず登記部長は其取消の目的を提出せられたると
きは該賃賃を取消すことを要す

ト 賃借人權利享有方法に就ては賃賃借契約書に記入すべき文例に

チ 由り略字の列記を以て該契約の要旨を指示することを要す

本法に由り規定せられたる移轉證書又は其他の證書が一人以上
に由りて作製せられたる場合に於て其包含せる黙示の條件は各人
に對して連帶なく單獨の責任を負はしむものとす

該條件違反の爲めに作製せる起訴の請求書には右條件全部を提
示し原告人は契約書明記の條件が被告人に由りて手書せられたる
ことを主張することを要す此規定は之と反對なる法律又は慣例あ
るも之に係らざるものとす

リ 本法の規定に由り證書中に黙示の包含と見做されたる約款は明
示約款と同一の効力を有し且同一の方法に由りて執行せらるゝも
のとす

ヌ 本法の規定に由り證書中に黙示包含と見做されたる約款は證書

の本文又は裏書に明示せられたる反對の約款に由りて取消すことを得

ル 登記を経たる不動産又は其他物件の所有者は第九號方式に記載せられたる證書に由りて之を管財人に交附することを得證書は證

人の證明書に記入することを要す
ヲ 管財人の設定は特別證書を以て之を爲すことを要す該證書には本法規定に従ふべき財産と然らざる財産とを區別し同時に之を掲

ぐるものとす
該證書の副本は其保管たる登記部長に交付することを要す
但之が登記を爲さざるものとす

ワ 本法規定の下に置かれたる不動産が管財人に供託せられたるときは該不動産は特に之を臺帳に記入することを要せず管財人は其

任命登記後は不動産に關する名義の書換あるに拘はらず所有者の如く該不動産の賣却抵當又は讓渡を爲し且其權原證明書を交付することを得其賣却の場合にて代金領收書を交付することを得管理職務世襲を明禁したる場合の外は其相續人も亦同一の權利を有す然して其所有者は補缺を監督することを要せず

カ 登記を経たる不動産の所有者が管財任命證書に無世襲の約款を記入したる場合に於て管財人が最初の人員よりも減少したるときは其代位享益者と合致して法廷に請求し之が認可を経るにあらざれば該不動産の讓渡を爲し又は之を抵當に附することを得ず、管財人補缺の申請を受けたる裁判所之が補缺を命じ且つ亡者の補缺として新管財人を任命し登記部長は右權利の移轉及之が許可を爲せる裁判所の命令を登記することを要す

本規定は管財人の不在に由りて生ぜる缺員補缺の爲め管財人に由れる管財人任命を行ふことを妨げず此場合に於ては第九號方式に由る總じて右任命せられたる管財人は原管財人と同一の権限を有するものとす

無世襲の文字が管財人任命證書中に記入せられたるときは登記部長は管財人の在職期間管財人に交付せる権原證明書及臺帳に記入せらる可き各副本に之れが記入を爲すことを要す

十七 夫婦間の権利の移轉

登記を経たる不動産の所有者は其妻に對して該不動産の全部又は一部分を移轉することを得所有者たる妻も亦夫に對して之を移轉することを得

所有者は又自己と共同所有權を有せる他人の所有權を取得する

ことを得此場合に於ては其指定譲受人に對して其權利を移轉せんが爲め移轉の登記を爲すの外他の手續を要せず

十八 破産婚姻又は死亡に基く權利の移轉

本法支配の下に置かれたる不動産若しくは物件の裁判上賣却の場合に於ては登記部長に對して其命令を發し登記部長は臺帳及賣却の爲め提出せられたる證書に命令の日附及其接受の日附を記入することとを要す此登記を爲すまでは裁判所の命令に由りて所有權の差押者と指名せられたる者に適法に登記せられたる所有者の權利を行使することを得

代位不動産の管理人は自己に由り又は自己に對して該不動産の取戻を爲したる場合に於て代位享益者に對して該管理人の名義を以て起訴又は應訴を爲すを許可することを要す

ハ 登記を経たる所有者破産の爲めに其不動産の賣却を行ふときは登記部長に對して管理人の任命を通知し之を臺帳に記入せしむるものとす

此登記を爲したるの後管理人代理人は其不動産の賣却を爲すことを得然して此目的を以て作製したる移轉證書は破産宣告前に所有者より發したるものと同一の効力を有す然れども破産に陥りたる管理人の代理人は代位享益者の權利を障害すべき行爲を爲すことを得ず

無資力管理人は新管理人の任命及代位財産の保存に必要な行爲を爲すことを要す

ニ 本法の規定に由り所有者たる女子婚姻の場合に於ては登記部長は其婚姻證書提出の日附を臺帳に記載することを要す

爾後左に規定する形式に由り該女子の承諾せる所有權の移轉又は其他の負擔設定證書は登記を爲すことを要す

ホ 抵當債權又は賃借權が登記を経たる其債權者又は賃借人死亡の爲に他人に移轉したる場合に於ては遺言證書の謄本又は無遺囑相續の場合に於ける占有免許狀は之を登記部長に送付し登記部長は遺言證書又は占有免許狀の日付是等書類提出の日付遺言執行者又は占有の免許を得たる者の氏名其他死亡の日付を臺帳に記入すること

を要す此登記以後に於て遺言執行者又は占有免許者は右抵當債權又は賃借權の所有者と見做さるゝものとす

ヘ 死亡所有者の承繼人又は遺産相續人は前所有者に代りて其所有者として登記せられんが爲めに登記部長に對する登記の命令を裁判所に請求することを得裁判所か關係者の權利保存の爲めに係争

物件の寄託を命ずべしと決定せるときは登記部長は之が記入を爲すことを要す

不動産抵當債權又は物權所有者の資格を以て登記を受けたる者は承継人の利益の爲めに其財産を占有することを要す然れども本法に由りて規定せられたる和解に付ては右權利者は該物件に關して絶對所有者と見做さるるものとす裁判所令狀の執行條文は略す

十九 分割

本法の規定に従ふべき不動産又は物權を共有者又は共同者間に分割する場合に於ては本法執行規則に定むる形式及文例を以て其移轉證書を作製することを要す

二十 特別な場合に於ける權原證明書の交付

イ 本法制度の下に不動産を支配せしめんが爲に自ら其資格を有す

る者に由りて適法に其賣却及讓與を許可せられたる代理人は委任者の名義を以て必要なる注意を爲し且同一の名義を以て權原證明書を接受することを得

本法の規定に従ひ委任者の名義を以て代理人が作製したる不動産に關する證書は總て之を有効とす

委任者明示の許諾なき場合と雖も不動産は正當に本法制度の下に置かれたるものと見做さる但明文を以て委任狀に之が禁止ある場合は此限にあらず

ロ 登記部長は關係有所者の請求に基き一不動産の數部分に關せる數多の權原證明書を唯一の權原證明書に改め又は唯一の權原證明書を數多の證明書に變ずることを得但官有地の經界に關する規則を遵守することを要す

登記部長が右新正證明書を交付するときは前證明書中に新證明書記載無効の理由を裏書として前證明書を無効に歸せしむることを要す

ハ 權原證明書貸借契約書其他の證書に附記する目的を以て本法の規定に従ひ右證書の提出を要する場合に於て登記部長は關係者に對して其提出を免じ且移轉又は其他の行爲を爲さんと欲する者の資格を證明すべき人違なき證明書の提出を以て足れりと爲すことを得

此場合に於て登記部長は權原證明書又は貸借契約書に附記の存せざることを臺帳に掲ぐることを要す然して其移轉は權原證明書に附記をなしたると同一の効力を有す

爾後登記部長が權原證明書に附記を爲さんと欲する場合には官

報及殖民地一新聞に之を廣告したる後十四日を経て之が手續を爲すことを得

二十一 買入の諾約

不動産買入諾約の履行を得んが爲め登記を経たる所有者に由りて起訴せられたる訴追に於て權原證明書は所有權に關して原告の證明正確の確定證據と見做され諾約履行に對する執行判決の理由と爲るものとす

二十二 留置權の存せざる事

本法制度の下に置かれたる不動産の賣主は其代價の全部又は一部分の不拂の爲めに留置權を有せず

二十三 權利の移轉に對する故障

イ 不動産に對する權利主張者は第十一號方式又は其他の當該方式

書及其他の證書を登記することを不得ず

ホ 故障申立人權利の消滅拋棄又は故障者が辨償を受け又は其不動産の賣却若しくは抵當の設定に付故障申立の理由なきことが證明せられたるときは登記部長は其故障を取消すことを要す登記部長が故障の取消を爲したるときは七日以前に之を故障申立人に通知することを要す

ヘ 妄りに故障を提起したるものは被害者の要求に由り損害賠償の宣告を受く(委任狀條文は略す)

二十四 臺本の抄本

イ 登記部長登記を経たる所有者の請求あるときは之に對して臺帳の抄本を交付す此抄本は第十三號方式に依り該所有者にして殖民

に由り故障を通知して其不動産に關する行爲に付絕對に又は下に掲ぐる規定に由り其滌除の行はるゝまで其登記を防止することを得

ロ 故障申立を接受する登記部長は之を關係者に通知し關係者は故障の理由説明の爲め裁判所に故障申立人を召喚することを得裁判所は此場合に於て適宜の處分を命令することを要す

ハ 本法の規定に由り登記部長に通知したる故障申立の書面には其申立人の氏名故障の目的不動産及要求權利を明記し故障申立人又は其代理人の署名を爲すことを要す故障に關する召喚狀は故障申立書に記載したる氏名に宛て又は故障申立書に署名したる代理人の選定住所に宛て之を發送することを要す

ニ 右故障有効期間中登記部長は故障の目的不動産に關する移轉證

許すものとす

右抄本の交付は臺帳及權原證明書の裏面に記入することを要す
抄本交付以後は之を取消さんが爲め登記部長に抄本を提出せず
又は抄本棄却を十分に證明せざる間は更に臺帳は其不動産の移轉
又は負擔に關する登記を爲すことを得ず
臺帳の抄本に包含したる不動産の移轉又は抵當を設定せんが爲
には其移轉證書又は抵當債務書各二通を作製する事を要す而して
此二通の證書は殖民地以外に於て該證書領收の資格ある官吏に提
出し該官吏は臺帳の抄本に其提出の旨を裏書して之に署名するも
のとは其他殖民地以外に於ける所有權の移轉抵當貸借其他の行
爲は殖民地に於て行はれ而して臺帳に登記せられたる者と同一の
効力を有す又買主抵當債權者貸借人其他の權利讓受人にして臺

帳の抄本に其氏名を記載せられたる者は同一の資格を以て臺帳に
記入せられたる者と同一の權利を有す

ハ 委任狀及臺帳の抄本に關しては左に掲ぐる一般規則を遵守する
ことを要す

イ 代理人の權限委任狀の明文に従ひ行使することを要す

ロ 委任狀に違反し善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は其
完成前に於ける所有者の死亡を理由として攻撃せらるゝことなし

ハ 善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は委任者の破産を
理由として攻撃せらるゝことなし

ニ 所有權を移轉せんとするときは登記部長に對して移轉證書と同
時に臺帳の抄本及權原證明書を交付することを要す登記部長は移
轉の登記臺帳抄本の取消臺帳及權原證明書中に日附及其他各事項

の記入を爲すことを要す

ほ 臺帳の抄本に記入したる負擔若しくは抵當は其抄本の交付を臺帳に記入したる後に譲渡したる負擔又は抵當に對して優先権を有す抄本に記入せられたる抵當は其記入の日附に従ひ順位を定む

へ 抵當の滌除及移轉は殖民地以外に於ては官吏に由りて臺帳の抄本に記入せらるゝことを得但此記入は登記部長の面前に於て右行為を爲すに當り要求せらるゝ所の權原證明書の提出及證據検査の後之が爲すことを要す右官吏が滌除の手續を爲したるときは登記部長に由り滌除の申請を受理し且登記を爲したると同一の効用を有す

と 適法に臺帳の抄本若しくは委任狀の紛失を證明し又は抄本委任狀の變造の場合に於て登記部長は新たに該抄本委任狀を交付し又は

場合に從ひ登記部長に對して委任狀抄本を提出せしが如く之を製作す

ち 登記部長に對して權原證明書の抄本を還付したるときは登記部長は優先権保存の爲め抄本記入の貸借及抵當を臺帳及權原證明書に記入したる後右抄本は無効に歸するものとす無効の記入は臺帳及權原證明書の裏面に之を爲すものとす

ニ 登記せられたる所有者は臺帳抄本流通の場合の外第十四號方式に由り登記部長が登記したる委任狀を廢罷することを得所有者は廢罷申請受理の日附を示し其以後該委任狀に基きて爲したる行為を無効とするものとす

廢罷せられたる代理人が尙引續き代理行為を爲すときは瀆職の罪に問ひ且つ百リ一以上の罰金に處す但代理人が廢罷の通知

に接する以前に於て代理行爲を爲したることを證明したるときは
此限にあらざ

二十五 讓受人の特権

本法制度の下に置かれたる不動産の協議又は其他の方法を以て
讓受けたる詐害の場合の外反對の規定あるに係はず登記に由り
て擔保せられたる者以外の權利に付一切の要求を免かる但しイリ
ザベス女皇第十三年勅命第五章に由り債權者に關する擔保を害す
るものにあらざ

二十六 第三利害關係者及無能力の承諾

イ 本法の規定に従ふべき不動産の處分に付第三者の承諾を要する
場合に於ては其承諾は移轉證書又は其他の證書に予は之を承諾す
との文字を記入して之を與ふ此承諾は下に規定するが如く其署名

及證明を経たるときは完全なる効力を有す

ロ 本法に由り請求せらるゝ行爲が未成年者白痴者又は無能力者に
關するときは是等の者は後見人をして其行爲を代表せしむること
を要す後見人なき場合に於ては利害關係者の請求に基き任命せら
るべき特別後見人無能力者監督判事に由りて之を代表することを
要す

ハ 有夫の婦が本法制度の下に置かれたる不動産に付單獨に又は本
法の規定に従はざる他の不動産と共に所有權の移轉又は其他の行
爲を爲すときは登記部長又は裁判所は之に關して婦より必要なる
方式に由り其意思の陳述を受くる事を要す又夫の面前にあらざし
て婦を訊問し婦の承諾が完全なる意思を以て事情を詳述して之を
爲したるかを確かむることを要す

然る後登記部長又は判事は其作製したる證書に記入を爲し(第十
五號方式に由り)其署名すべき證書を交付することを要す其他臺帳
に交付の旨を記入し此方式を履行したる證書は未婚婦の作製した
るものと同一の効力を有す
ニ 本法支配の下に爲したる行為より生じたる權利及義務は婚姻の
場合に於ては其有効期間中夫婦に對して共に其効力を有するもの
とす

ホ 本法制度の下に置かれたる不動産に關して行為を爲す所の團體
は署名に代ゆるに捺印權を有する者の署名を爲せる證明書を添付
したる自己の捺印を爲すことを要す

二十七 立會證人

イ 本法の規定に従ひて爲したる行為が一名の證人によりて證明せ

られたるときは適法に證明せられたるものと見做す其行為を爲し
たるものは殖民地内に住居するときは登記部長公證人治安判事又
は宣誓委員の證明を受くることを要す又合衆王國內に住居する場
合に於ては町村長若しくは公證人の面前に於て之が署名を爲すこと
を要す然して署名は英國殖民地に於ては裁判所長總督書記官長外
國に於ては領事の面前に於て之を行ふことを要す

ロ 證書の作製は前示官吏の面前に於て當事者双方又は其署名證明
の證人の宣誓又は確認に由りて證明せらるゝものとす此場合に於
て證人は左の訊問に付確答することを要す

證書の署名を證明したる者は汝なるか汝の署名を掲げ證人とし
て記載せられたるものは汝の手署に係るか

證書の署名者にして汝が其署名を證明するものは汝の私交ある

者なるか署名者として掲げられたる氏名は其手署に係り且任意に署名したる者か

凡そ證人が官吏の面前に於て署名を證明したるときは官吏は其證書の裏面に第十六號方式を記入することを要す署名が登記部長の知人なるときは登記部長は署名者が任意に署したる者に訊問したる後證書の裏面に第十七號方式を記入して證人の證明を免除すべし

婦の作製したる證書に付ては前項第三號に規定せる方式は本條規定の真正に關する他の證明を免除するものとす

右の如く交付せられ且記入せられたる證明書は證書署名の真正に付完全なる證據力を有す

二十八 權原證明書の紛失

權原證明書の紛失又は棄却の場合に於て其所有者は事情を詳知したる他人の補助に由り登記部長又は其代理吏員に對して之が申告を爲すことを要す申告書には不動産に關する負擔及抵當に付其資格證明の爲め一切の書類を記入し登記部長が其申告の真正を認むるときは所有者に對して臨時權原證明書を交付することを要す此證明書には其臺帳の記載其他關係事項を詳記し且臨時權原證明書交付の旨を掲ぐるものとす

登記部長は右下部の日付及事情を具して臺帳に其交付を記入することを要す交付せられたる臨時權原證明書は權原證明書と同一の効力を有し同一の目的に使用せらるべきものとす

登記部長は本條の規定に由り臨時權原證明書に交付以前十三日間官報及新聞紙に之を廣告すべし

二十九 圖面

イ 登記部長は請求に基き測量部長が交付せる資格證明書を提出せる者に對して本法規定の行為に付有効なる測量家の免狀を交付す

ロ 本法の規定に従ふべき不動産を分割せんと欲する所有者は登記部長に對して道路徑路其他公共の使用すべき場所其他種別の番號若くは記號を附せる各分配地を明記せる圖面を差出すことを要す

ハ 右圖面は登記部長又は治安判事の面前に於て免許測量家に由り其正確を證明せらるゝことを要す

ニ 登記部長は本法規定の下に其不動産を置き又は之を賣却し其他之に負擔を設定せんとする所の所有者に對して免許測量家の證明を経たる圖面を登記所に差出すべきことを命ずるを得(中略製式に關するの件なり)

所有者が圖面の提出を拒みたる時登記部長は其不動産又は所有權の移轉の登記を爲すことを要せず後同不動産の細分を爲す場合に於て其新區分が十分なる間隔を有するときは供託せる圖面に之を記入することを要す然して右新區分の正確に前項規定の方法に由り證明せらるゝものとす

三十 調査

何人と雖も第十八號表の指定せる税率を納附し前示事項調査の爲め指定せる日時に於て適當なる期間内に臺帳の調査を爲すことを得

三十一 證明せられたる謄本

凡そ第十八號表指定の税率を納附したる者に對して本法の規定に従ふべき不動産に關する登記部長の證明を経たる登記書類の謄

本を交付す登記部長の捺印ある謄本は原本に包含せる事項に付き
法廷に於ける證據力を有す

三十二 回收詐欺賠償

イ 左に掲ぐる例外的場合を除き本法の規定に従ふべき不動産の登
記所有者に對して追奪訴權を受理することを得ず然して裁判所に
於て權原證明書の提出あるときは該證明書に所有者として氏名を
掲げられたる者に對し起訴の效力を失ふ

但抵當權が債務者に對し又は貸貸者が賃借人に對する追奪の起
訴詐欺に由りて登記を経たる虚偽所有者又は承繼人善意の買主又
は抵當債務者を除きに對する被害者たる真正所有者の回收訴訟經
界標設立の爲め回收訴訟適法に登録せられ優先の日附を有せる權
原證明書所持者たる不動産所有者の回收訴訟は前項規定の限にあ

らず

ロ 例外として回收訴權の受理せられたる場合に於て該訴權が理由
ありと認められたるときは裁判所は權原證明書不正に登記を経た
る證書の無効新證書の書換及臺帳の附記を命ずることを得

ハ 登記部長は裁判所の命令を遵守することを要す

ニ 權原證明書又は臺帳の附記に詐欺錯誤脱漏ありたるが爲め不動
産又は物權を奪はれたる者は之が爲め利益を得たる者に對して賠
償の起訴を爲すことを得右訴權は收奪の時より十箇年を以て時効
に係り此間期は未成年者に對しては其效力の止みたる時より其起
算を始む

然れども善意の買主抵當債権者は買主又は債務者が自己又は代人に由り詐欺を以て登記を受け又は經界の誤謬を爲したるときと雖も其失權を來すことなし

ホ 賠償訴訟被告人の死亡失踪又は破産の場合に於て保險基金より賠償を得るの目的を以て登記部長に對して起訴することを得

登記部長が敗訴の宣告を受けたる場合に於ては詐欺の結果利益を得たる者の無資力の場合に於けるが如く殖民地會計吏員は判事の證明書及總督の仕拂命令一覽の後右賠償金及訴訟費用を支辨し

全部保險基金の負擔に歸せしむるものとす

賠償訴訟權發生後十箇年を経過したるときは保險基金に對して賠償金の仕拂を請求することを得ず債務者が資力を回復したるときは保險基金は登記部長の注意に由り之に對して其支辨せる賠償金

取戻を求むることを得

へ 登記部長は其屬官の責に歸すべき錯誤又は脱漏を理由とせる賠償の請求は登記部長に對して之を爲すことを要す原告の勝訴に歸するときは判事は其請求に由り主たる會計吏員は總督の交付せる仕拂命令一覽の後宣告の通知後二箇月を経て要償者又は其權利者に對し其賠償金額を支拂ひ之を保險基金の負擔に歸せしむるものとす

起訴の書面は一箇月前に豫め登記部長及檢事總長に對して之を通知することを要す

判決は登記部長自身に對して之を執行することを得ず

訴訟上の通知は前項に掲ぐる通知書を除き現在檢事總長に對して之を發し而して登記部長に對して之を爲すことを得ず

ト 原告が敗訴又は訴の取下を爲したる場合に於ては原告は被告の訴訟費用を辨償することを要す然して右費用を通常の手續に由り被告の名義を以て之を追訴するものとす

三十三 権原證明不法の占有

イ 登記を経たる不動産に關する権原證明書若くは其他の證書を詐欺を以て取得又は留保したる者は登記部長の召喚を受け然して一定の時期に其召喚に應ぜず且正當なる故障の申立を爲さざる時は登記部長は判事の逮捕状を求むることを得

ロ 右召喚せられたる者が踪跡を失し且之を發見するに付搜索の無効に歸したることを證明せられたるときは登記部長は其旨を召喚狀に裏書することを要す缺席者の妻及婢僕に通知したる召喚狀は缺席者自身に之を發送したると同一の效力を有す

ハ 本項第一號の規定に従ひ召喚せられ又は逮捕狀に由りて逮捕せられたる者が登記部長又は治安判事の面前に出頭したるときは登記部長又は治安判事は宣誓を爲さしめて之が訊問を爲し必要の場合に於ては不法に占有せる権原證明書又は其他の證書の取上を命ずることを要す

ニ 其拒絕の場合に於ては登記部長は第一百七條に規定せる紛失又は破棄の場合に於けるが如く真正の所有者に對して権原證明書又は其他の證明書を下附するものとす此場合に於て登記部長は其臺帳に下附又は其狀況を記入することを要す

ホ 本法の規定に由り召喚狀又は逮捕狀に基づき其手續を爲す場合

に於て登記部長又は裁判所は訴訟當事者に對し其負擔若しくは要求する訴訟費用及其他の費用辨償を命じ且敗訴者をして之が全部の負擔を爲さしむるものとす

ヘ 費用負擔者が其費用を辨償せざる場合に於て登記部長又は判事は其執行文を交付し之に由りて債務者の動産を差押へ費用の辨償に充つるまでの代價を以て該動産の賣却を爲し剩餘あるときは之を債務者に還付することを要す

ト 前條の規定に由りて執行したる差押は其方式の缺欠に對して其違法を主張することを得ず但其方式不履行の結果損害を受けたる者は通常の手續に由りて賠償の訴を提起することを得

三十四 登記部長の對人的責任

イ 前示例外の外登記部長は自己の過失が惡意に出でざるときは其

資格を以て爲したる過失に對して總ての追訴を免かるゝものとする

登記部長の身體又は財産は其資格を以て爲せる過失に對し其責任に任ぜず

登記部長は本法の規定執行の爲め附與せられたる權限執行中に爲したる行爲に付費用其他の求償權を生じたるときは保險基金又は基金不足の場合には殖民地基金より其辨償を受く

本法の規定に由り證人として登記吏員の面前に召喚を受けたる者は刑事に關する證人召喚の規定に由り費用辨償を受く

ハ 請求書が正確にして且本法の規定に原由したることを證明せる原告若しくは其代理人の署名ある證明書を添付して之を提出せざるときは登記部長は其不動産を本法規定に服従せしめんとする請求又は登記不動産に關する請求は之を受理することを得ず

三十五 會計

登記部長は其提出せられたる證書の正副二通を對照することを要せず而して其錯誤若しくは牴觸に付ても亦其責に任せず然れども虚構又は懈怠に由り其錯誤ある證書の適法なることを不法に證明したる者は五十リール以下一ストールリング以上の罰金に處せらるゝものとす但錯誤の被害に對する求償權を妨げず

イ 登記部長は執行會議の意見に基き一總督が定めたる課税を徵收す但第十八號方式に由り定められたる税率を越ゆることを得ず

ロ 登記部長は其徵額を精確に計算し執行會議の意見を徵し總督が定めたる時期及び規則に従ひ殖民地金庫に之を納付することを要す

登記部長は自身又は會計吏員に由り供託したる金額を抵當債權

者及其他の失踪權利者の爲めに支拂ふべきことを會計官吏に請求し該吏は適法に提出せられ且總督の仕拂命令を添付せる請求に應ずることを要す

權原證明書記載特別代理人の爲めに徵收せる手数料及罰金は一般收入に入るものとす

三十六 詐欺罰則

イ 故意又は情を知りて詐欺又は偽計に由り登記不動産に關する權原證明書又は其他證書の文面を變更すべき附記を故意に臺帳へ加へ又加へしめたる者

同一の方法に由り權原證明書抄本又は其他の證明書を取得し若しくは是等の證書面に本法規定の裏書を加へ又は詐欺を以て之を取得せんと欲し適法に前示行爲を爲したりと認めたる者は詐欺の宣

告を受け且四年以下の禁錮に處せらるゝものとす而して刑期の一部分は外房に於て之を執行す
明示規定の例外の外本法の規定に違反したる者は總て其訴追を受く然して其權原内に於て檢事總長若しくは登記部長が本殖民地所在各裁判所に對する請求に由り刑罰及罰金の宣告執行又は徴收を行ふ

第五目 結論

終に臨みて一言す地券法を再興すと雖も敢て登記法等に改正を加ふるの要なく彼是併行し只場合に依り是を便とする者は是に依り彼を便とする者は彼に依らしめば即ち彼是應じて以て全部の圓滿を保つに至らん例へば土地抵當を以て勸業銀行若しくは農工銀行より資金

を借用せんと欲する者は土地臺帳規則第四條に據り謄本を求むるを得せしめ手数料は一筆に付五錢なり而して其謄本に舊地券の如く土地の所有權を表示する能力を付すれば則ち之を質入として必要の資金を借り受くるを得べし又土地を子々孫々に傳へ之を賣買若しくは抵當物とするの要なくして登記し置くを便とする者は則ち登記法に依ることとせば事其目的に合ひ物其場合に適し終に遺憾なきに至らん凡そ理世の要は事其則を失はず運用其宜しきを得るにあり本目所論何ぞ活世變通の場合に適合するものなしとせん哉其抵當權設定の敏捷を望まず現制に依らんと欲する者に對しては固より之を存續するを妨げず何ぞ新法の爲に現制を廢止するを要せん哉然れども人情の便に就くは猶ほ水の低きに就くか如く新法一たび行はるゝに至れば衆心滔々として之に向ふは期して俟つべき耳復た何を乎疑はん

米穀經濟終

大正七年九月十五日印刷
大正七年九月二十日發行

定價金一圓二十錢

著 者 田 尻 稻 次 郎

發行者 小 西 榮 三 郎

印刷者 金 津 三 之 助

印刷所 會社小西書店印刷所

著 作 權 所 有

發行所

東京市京橋區南八丁堀一ノ一
振替東京四二一四六番

合資
會社

小西書店

電話京橋二二〇三番